特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 改正様式

目 次

第二号禄式	 2	第十一号の三様式	 165
第三号の五様式	 4	第十一号の四様式	 167
第三号の六様式	 6	第十一号の五様式	 170
第四号様式	 8	第十二号様式	 172
第四号の二様式	 20	第十二号の二様式	 175
第四号の三様式	 33	第十二号の五様式	 177
第四号の四様式	 48	第十二号の六様式	 180
第四号の四の二様式	 62	第十三号の二様式	 183
第五号の二様式	 65	第十五号様式	 184
第五号の三様式	 76	第十五号の二様式	 186
第五号の四様式	 82	第十六号様式	 188
第五号の五様式	 91	第十六号の二様式	 191
第六号様式	 97	第十八号様式	 193
第六号の二様式	 109	第二十二号様式	 195
第六号の三様式	 117	第二十四号様式	 198
第七号様式	 122		
第七号の二様式	 126		
第七号の三様式	 130		
第八号様式	 134		
第八号の二様式	 138		
第八号の三様式	 141		
第八号の四様式	 144		
第九号様式	 147		
第九号の二様式	 151		
第十号様式	 154		
第十号の三様式	 157		
第十一号様式	 160		
第十一号の二様式	 163		

第三号様式							
【表紙】							
【提出書類】			有価	証券追	重知書		
【提出先】			関東	財務周	最長		
【提出日】			平成	年	月日		
【発行者(受託者)名称	;]						
【代表者の役職氏名】							
【本店の所在の場所】							
【事務連絡者氏名】							
【電話番号】							
【発行者(委託者)氏名	又は名	名称】					
【代表者の役職氏名】							
【住所又は本店の所在の	場所】		-				
【事務連絡者氏名】	**************************************						
【電話番号】							
第一部【募集(売出)要	(百)						
第1【内国信託受益証券		纟 (崇出) 更	項】				
1【内国信託受益証券			78.1				
2【発行(売出)数】	マンハシュ	2.4.					
2 【発1」(死山)	5 小 幼の名	宿】					
4 【発行 (売出) 価格		识】					
• *************************************		e ac 1					
5 【給付の内容、時期	及い。	易門】					
6【申込単位】							
7【申込期間】							
8【申込証拠金】							
9【申込取扱場所】							
10【払込期日及び払込	以 扱物	易所】					
11【引受け等の概要】							
12【その他】							
第2【内国信託社債券の	募集	(売出)要項] (2)				
1【新規発行(売出)							
銘柄]		発	行(タ	5出)価	額0	り総額(円)
2【募集(売出し)の	方法及	及び条件】					
(1)【募集の場合】		76/2 (+111)	for life	- La	/= TPU DD		[1] 37 HB F
区分 2 1 年 / 年 1 年 2	<i>2</i>)	発行(売出)	価格	甲	込期間		払込期日
社債(短期社債を除	(。)						
短期社債							<u> </u>
(2)【売出しの場合	1	※仁 (主川)	/π ¹ / ₂ / ₂			th `	7 11 088
社債	Э	発行(売出)	佃恰			甲丸	<u> </u>
L : - : :							
3【引受けの概要】						1	
引受人の氏名又は 名称		住所	引	受株式	弋数		引受けの条件
						_	

第二部【最近における募集(売出し)の状況】

- 第1【最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況】(3)
 - 1 【内国信託受益証券の形態等】
 - 2【発行(売出)数】
 - 3【発行(売出)価額の総額】
 - 4【発行(売出)価格】
 - 5【申込期間】
 - 6【申込証拠金】
 - 7【払込期日】
- 第2【過去1年以内における内国信託社債券の募集又は売出し】(4)

(1)【墓集の場合】

(1)【劵朱♡笏口】		
銘柄	発行(売出)価格(円)	発行(売出)価額の総額 (円)

(2)【売出しの場合】

(3) [70 [10 17]		
銘柄	発行(売出)価格(円)	発行(売出)価額の総額 (円)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式 の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。
 - b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 内国信託社債券の募集(売出)要項 企業内容等の開示に関する内閣府令第一号様式「記載上の注意」(4)から(6) までに準じて記載すること。
- (3) 最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又 は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)につ いて、内国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。
- (4) 過去1年以内における内国信託社債券の募集又は売出し 企業内容等の開示に関する内閣府令第一号様式「記載上の注意」(7)に準じて 記載すること。

第三号の五様式

【表紙】

 【提出書類】
 有価証券通知書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成 年 月 日

【発行者名】(2)

【代表者の役職氏名】

【主たる事務所の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

- 第1【募集(売出)要項】
 - (1)【組合等の名称】
 - (2) 【内国有価証券投資事業権利等の形態等】
 - (3)【発行(売出)数】
 - (4) 【発行(売出)価額の総額】
 - (5)【発行(売出)価格】
 - (6)【申込手数料】(3)
 - (7)【申込単位】
 - (8)【申込期間】
 - (9)【申込証拠金】
 - (10)【申込取扱場所】(4)
 - (11)【払込期日】
 - (12) 【払込取扱場所】(5)
 - (13) 【その他】
- 第2【最近における募集(売出し)の状況】(6)
 - (1)【組合等の名称】
 - (2) 【内国有価証券投資事業権利等の形態等】
 - (3)【発行(売出)数】
 - (4)【発行(売出)価額の総額】
 - (5)【発行(売出)価格】
 - (6)【申込期間】
 - (7)【申込証拠金】
 - (8)【払込期日】
 - (9)【払込取扱場所】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - b 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の五 様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 発行者名

複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。

- (3) 申込手数料
 - a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
 - b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに

当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(4) 申込取扱場所

すべての申込取扱場所を記載すること。

(5) 払込取扱場所

すべての払込取扱場所を記載すること。

(6) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出目前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第三号の六様式

【表紙】

 【提出書類】
 有価証券通知書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成 年 月 日

【発行者名】(2)

【代表者の役職氏名】

【主たる事務所の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

- 第1【募集(売出)要項】
 - (1)【外国組合等の名称】
 - (2) 【外国有価証券投資事業権利等の形態等】
 - (3)【発行(売出)数】
 - (4)【発行(売出)価額の総額】
 - (5)【発行(売出)価格】
 - (6)【申込手数料】(3)
 - (7)【申込単位】
 - (8)【申込期間】
 - (9)【申込証拠金】
 - (10)【申込取扱場所】(4)
 - (11)【払込期日】
 - (12) 【払込取扱場所】(5)
 - (13) 【その他】
- 第2【最近における募集(売出し)の状況】(6)
 - (1)【外国組合等の名称】
 - (2) 【外国有価証券投資事業権利等の形態等】
 - (3)【発行(売出)数】
 - (4)【発行(売出)価額の総額】
 - (5)【発行(売出)価格】
 - (6)【申込期間】
 - (7)【申込証拠金】
 - (8)【払込期日】
 - (9)【払込取扱場所】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - b 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の六 様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 発行者名

複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。

- (3) 申込手数料
 - a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
 - b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに

当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(4) 申込取扱場所

すべての申込取扱場所を記載すること。

(5) 払込取扱場所 すべての払込取扱場所を記載すること。

(6) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第四号様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)内国投資	
信託受益証券に係るファンドの名称】	
【届出の対象とした募集(売出)内国投資	
信託受益証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	
	(所在地)
第一部【証券情報】	(// 134: 4)
(1)【ファンドの名称】	
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	(4)
(3)【発行(売出)価額の総額】(5)	
(4)【発行(売出)価格】(6)	
(5)【申込手数料】(7)	
(6)【申込単位】(8)	
(7)【申込期間】	
(8)【申込取扱場所】(9)	
(9)【払込期日】	
(10)【払込取扱場所】(10)	
(11)【振替機関に関する事項】	
(12)【その他】(11)	
第二部【ファンド情報】	
第1【ファンドの状況】	
1【ファンドの性格】	
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】	(12)
(2)【ファンドの仕組み】(13)	
2【投資方針】	
(1)【投資方針】(14)	
(2)【投資対象】(15)	
(3)【運用体制】(16)	
(4)【分配方針】(17)	
(5)【投資制限】(18)	
3 【投資リスク】(19)	
4【手数料等及び税金】(20)	
(1)【申込手数料】(21)	
(2)【換金(解約)手数料】(22)	
(3)【信託報酬等】(23)	
(4)【その他の手数料等】(24)	

(5)【課税上の取扱い】(25)

- 5【運用状況】
 - (1)【投資状況】(26)
 - (2)【投資資産】
 - ①【投資有価証券の主要銘柄】(27)
 - ②【投資不動産物件】(28)
 - ③【その他投資資産の主要なもの】(29)
 - (3)【運用実績】(30)
 - ①【純資産の推移】(31)
 - ②【分配の推移】(32)
 - ③【収益率の推移】(33)
- 6【手続等の概要】(34)
- 7【管理及び運営の概要】(35)
- 第2【財務ハイライト情報】(36)
 - 1【貸借対照表】
 - 2 【損益及び剰余金計算書】
- 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】(37)
- 第4【ファンドの詳細情報の項目】(38)
- 第三部【ファンドの詳細情報】
- 第1【ファンドの沿革】(39)
- 第2【手続等】
 - 1 【申込(販売)手続等】(40)
 - 2 【換金 (解約) 手続等】(41)
- 第3【管理及び運営】
 - 1【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】(42)
 - (2)【保管】(43)
 - (3)【信託期間】(44)
 - (4)【計算期間】(45)
 - (5)【その他】(46)
 - 2【受益者の権利等】(47)
- 第4【ファンドの経理状況】(48)
 - 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】(49)
 - (2)【損益及び剰余金計算書】(50)
 - (3)【注記表】(51)
 - (4)【附属明細表】(52)
 - 2 【ファンドの現況】(53)
 - 【純資産額計算書】平成 年 月 日
 - I 資産総額
 - Ⅱ 負債総額
 - Ⅲ 純資産総額 (І-Ⅱ)
 - IV 発行済数量
 - V 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)
- 第5【設定及び解約の実績】(54)
- 第四部【特別情報】
- 第1【委託会社等の概況】
 - 1【委託会社等の概況】(55)

- 2【事業の内容及び営業の概況】(56)
- 3【委託会社等の経理状況】(57)
- (1)【貸借対照表】(58)
- (2)【損益計算書】(59)
- (3)【株主資本等変動計算書】(60)
- 4【利害関係人との取引制限】(61)
- 5【その他】(62)
- 第2【その他の関係法人の概況】
 - 1【名称、資本金の額及び事業の内容】(63)
 - 2 【関係業務の概要】(64)
 - 3【資本関係】(65)
- 第3【その他】(66)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の 各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第4 ファンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、 半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)。

- (3) 届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の募集 又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。

(4) 内国投資信託受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内 国投資信託受益権(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第121 条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する投資信託の受益 権をいう。以下この様式において同じ。)については、記名・無記名の別の記 載を要しない。
- b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人(発行者たる内国 投資信託受益証券のファンドの委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法 律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信 託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47 条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式に おいて同じ。)をいう。以下この様式において同じ。)の申込みにより格付 (指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定 する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに 限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の 名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合 においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、 これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得し ていない」旨記載すること。

(5) 発行(売出)価額の総額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の募集 又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。

(6) 発行(売出)価格

- a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。 なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行 価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し 必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等を いう。以下この様式、第四号の二様式、第四号の三様式及び第四号の四様式に おいて同じ。)を具体的に記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該 手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手 数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な 事項を具体的に記載すること。

(8) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申 込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみ を記載することができる。

(10) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払 込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみ を記載することができる。

(11) その他

- a 申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。

(12) ファンドの目的及び基本的性格

- a 約款 (その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。) に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格 (株式型・債券型・不動産型・その他の別等) について具体的に記載すること。
- b ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の 投資信託証券に係る投資信託の約款に定められている場合には、当該投資信託 を含めた全体をファンドとみなして記載すること(以下この様式及び第四号の 二様式において同じ。)。
- d ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ (投資信託証券への投資を目的とする投資信託 (cに該当する場合を除く。)をいう。以下この様式及び第四号の 二様式において同じ。)の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

(13) ファンドの仕組み

- a ファンドの仕組み(当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。)について図表等を用いて分かりやすく記載すること。
- b 委託会社等及びファンドの関係法人(委託者指図型投資信託の受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。
- c 委託会社等の概況(資本金(有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額)、簡単な沿革(設立経緯等)、大株主の状況(有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所(大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。)、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株

式数の比率)等)を記載すること。

(14) 投資方針

ファンドの運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄 選定の方針(ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資 先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているも のか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等)等)について、 具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(15) 投資対象

- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
- b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその 割合等を記載すること。
- c ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの 純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方 針・主要な投資対象及び委託会社の名称を記載すること。

(16) 運用体制

ファンドの運用体制(組織、当該運用体制に関する社内規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、委託会社等によるファンドの関係法人(販売会社を除く。)に対する管理体制等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(17) 分配方針

約款に規定された分配方針を記載すること。

(18) 投資制限

- a 法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(19) 投資リスク

a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある 事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

(20) 手数料等及び税金

- a 投資者が申込みから換金(解約)までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用(税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。)のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること
- b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又 は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することが できる。
- c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及 び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(21) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期 を記載すること。

(22) 換金 (解約) 手数料

換金(解約)に係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(23) 信託報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これ らのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又 は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(24) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(21)から(23)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(25) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(26) 投資狀況

- a 有価証券届出書提出目の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。)にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

(27) 投資有価証券の主要銘柄

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。
- d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とす る理由を記載すること。
- e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(28) 投資不動産物件

- a 有価証券届出書提出目の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価

格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公 正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記 載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の 投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者 による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は 名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を 締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合に は、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年 の稼働率(各年同一目における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移 並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収 入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、 総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナン ト(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要 (テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、 敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。 なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、そ の旨を記載すること。

(29) その他投資資産の主要なもの

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容 (種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((27)c又は(28)bに掲げる事項)を記載すること。
- e 投資資産が d に掲げる権利以外の権利である場合には、 d に準じて記載する こと。

(30) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(31) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号様式において同じ。)にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び内国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額(以下この様式において「基準価額」という。)を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該内国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、 金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(32) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、内国投資信託受益証券1

単位当たりの分配の額を記載すること。

(33) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、収益率(計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数)を記載すること。

(34) 手続等の概要

「第三部 ファンドの詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約 して記載すること。

(35) 管理及び運営の概要

「第三部 ファンドの詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。

(36) 財務ハイライト情報

- a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務 諸表」に記載すべき「貸借対照表」((49)に掲げる貸借対照表をいい、投資信 託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号。以下この a において「財産計算規則」という。)第55条の5の規定により注記される事項を含む。)及び「損益及び剰余金計算書」((50)に掲げる損益及び剰余金計算書をいい、財産計算規則第55条の5の規定により注記される事項を含む。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
- b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、 その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣 府令(昭和32年大蔵省令第12号)第3条第1項に規定する監査報告書又は中間 監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)が当該財務諸表に添付され ている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記 載すること。
- (37) 内国投資信託受益証券事務の概要

当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並び に手数料
- b 受益者等に対する特典
- c 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
- d その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (38) ファンドの詳細情報の項目
 - a 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。
 - b 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項 の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載し ようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載する こと。
- (39) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(40) 申込(販売)手続等

- a 内国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載する こと。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特 殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資信託受益証券1単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、 当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関 し必要な事項を記載すること。

(41) 換金 (解約) 手続等

- a 内国投資信託受益証券の換金 (解約) についてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 内国投資信託受益証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出 頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(42) 資産の評価

基準価額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を 含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記 載すること。

(43) 保管

内国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替内国 投資信託受益権については、この限りでない。

(44) 信託期間

ファンドの存続期間について記載すること。

(45) 計算期間

ファンドの計算期間について記載すること。

(46) その他

- a ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。
- b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示 方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(47) 受益者の権利等

分配金の受領権、償還金の受領権、当該内国投資信託受益証券の換金 (解約) 請求権その他の権利に関しその内容 (権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権 利行使の手続について記載すること。

(48) ファンドの経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、 その理由及びその内容を記載すること。

(49) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(50)及び(51)において同じ。)も記載すること。

(50) 損益及び剰余金計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した 場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書 (計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係 る損益及び剰余金計算書をいう。) も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(51) 注記表

最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。)も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算 書に関連する注記を記載すること。

(52) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(53) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(54) 設定及び解約の実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量(本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書きにすること。)を記載すること。

(55) 委託会社等の概況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本金の額並びに委託会 社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b 委託会社等の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構に ついては、特に詳細に記載すること。

(56) 事業の内容及び営業の概況

内国投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、 ファンドの種類別(基本的性格)の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在 における純資産額の合計額を記載すること。

(57) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表に ついて公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載 し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は 中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24 条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書 又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新た に監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(58) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。)も記載すること。

(59) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)も記載すること。

(60) 株主資本等変動計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載 すること。

(61) 利害関係人との取引制限

委託会社等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の 有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(62) その他

- a 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について 記載すること。
- b 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(63) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(64) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(65) 資本関係

届出法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(66) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(67) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

内国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けをいう。)につき内国投資信託受益証券をその買付け等(法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第 27 条の 4 第 1 項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第四号の二様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)外国投資	
信託受益証券に係るファンドの名称】	
【届出の対象とした募集(売出)外国投資	
信託受益証券の金額】(5)	
【縦覧に供する場所】	
	(所在地)
第一部【証券情報】	
(1)【ファンドの名称】	
(2)【外国投資信託受益証券の形態等】	(6)
(3)【発行(売出)価額の総額】(7)	
(4)【発行(売出)価格】(8)	
(5)【申込手数料】(9)	
(6)【申込単位】(10)	
(7)【申込期間】	
(8)【申込取扱場所】(11)	
(9)【払込期日】	
(10) 【払込取扱場所】(12)	
(11)【振替機関に関する事項】	
(12)【その他】(13)	
第二部【ファンド情報】	
第1【ファンドの状況】	
1【ファンドの性格】	
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】	(14)
(2)【ファンドの仕組み】(15)	
2 【投資方針】	
(1)【投資方針】(16)	
(2)【投資対象】(17)	
(3)【運用体制】(18)	
(4)【分配方針】(19)	
(5)【投資制限】(20)	
3 【投資リスク】 (21)	
4 【手数料等及び税金】(22)	
(1)【申込手数料】(23)	

(2)【買戻し手数料】(24)

- (3)【管理報酬等】(25)
- (4) 【その他の手数料等】(26)
- (5) 【課税上の取扱い】(27)
- 5【運用状況】
- (1)【投資状況】(28)
- (2)【投資資産】
 - ①【投資有価証券の主要銘柄】(29)
 - ②【投資不動産物件】(30)
 - ③【その他投資資産の主要なもの】(31)
- (3)【運用実績】(32)
 - ①【純資産の推移】(33)
 - ②【分配の推移】(34)
 - ③【収益率の推移】(35)
- 6【手続等の概要】(36)
- 7【管理及び運営の概要】(37)
- 第2【財務ハイライト情報】(38)
 - 1【貸借対照表】
 - 2 【損益計算書】
- 第3【外国投資信託受益証券事務の概要】(39)
- 第4【ファンドの詳細情報の項目】(40)
- 第三部【ファンドの詳細情報】
- 第1【ファンドの追加情報】
 - 1【ファンドの沿革】(41)
 - 2 【ファンドに係る法制度の概要】(42)
 - 3【監督官庁の概要】(43)
- 第2【手続等】
 - 1 【申込(販売) 手続等】(44)
 - 2 【買戻し手続等】(45)
- 第3【管理及び運営】
 - 1【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】(46)
 - (2)【保管】(47)
 - (3)【信託期間】(48)
 - (4)【計算期間】(49)
 - (5)【その他】(50)
 - 2【開示制度の概要】 (51)
 - 3【受益者の権利等】
 - (1)【受益者の権利等】(52)
 - (2)【為替管理上の取扱い】(53)
 - (3)【本邦における代理人】(54)
 - (4)【裁判管轄等】(55)
- 第4【ファンドの経理状況】 (56)
 - 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】(57)
 - (2) 【損益計算書】(58)
 - (3)【投資有価証券明細表等】(59)
 - ①【投資株式明細表】

- ②【株式以外の投資有価証券明細表】
- ③【投資不動産明細表】
- ④【その他投資資産明細表】
- ⑤【借入金明細表】
- 2【ファンドの現況】 (60)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額 (I-II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)
- 第5【販売及び買戻しの実績】(61)

第四部【特別情報】

- 第1【管理会社の概況】
 - 1【管理会社の概況】(62)
 - 2【事業の内容及び営業の概況】(63)
 - 3【管理会社の経理状況】(64)
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益計算書】
 - 4【利害関係人との取引制限】(65)
 - 5【その他】(66)
- 第2【その他の関係法人の概況】(67)
 - 1【名称、資本金の額及び事業の内容】(68)
 - 2 【関係業務の概要】(69)
 - 3【資本関係】(70)
- 第3【投資信託制度の概要】(71)
- 第4【外国投資信託受益証券の様式】(72)
- 第5【その他】(73)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の

各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

- h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第四号様式 の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。
- i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、 半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

- (5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の募集 又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。

(6) 外国投資信託受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外 国投資信託受益権(社債等の振替に関する法律第121条において準用する同法 第66条(第1号を除く。)に規定する外国投資信託の受益権をいう。以下この 様式において同じ。)については、記名・無記名の別の記載を要しない。
- b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社(発行者たる外国 投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同 じ。)の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府 令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同 じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付 を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し 条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格 付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在し ない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(7) 発行(売出)価額の総額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の募集 又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。

(8) 発行(売出)価格

- a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。 なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行 価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し 必要な事項を具体的に記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場 合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(9) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、 手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体 的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し 必要な事項を具体的に記載すること。

(10) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申 込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみ を記載することができる。

(12) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払 込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみ を記載することができる。

(13) その他

- a 申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。

(14) ファンドの目的及び基本的性格

- a 約款 (その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。) に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格について具体的に記載すること。
- b ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 上記 a 及び b の記載においては、ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの 形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

(15) ファンドの仕組み

a ファンドの仕組み (当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる 場合には、その仕組みも含む。) について図表等を用いて分かりやすく記載すること。

- b 管理会社及びファンドの関係法人(受託会社、ファンドの運用の指図の権限 又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、資産保管会社、販売会社等をい う。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないこ とができる。)及びファンドの運営上の役割並びに管理会社が関係法人と締結 している契約等の概要について分かりやすく記載すること。
- c 管理会社の概況(設立準拠法、事業の目的、資本金の額(有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額)、簡単な沿革(設立経緯等)、大株主の状況(有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所(大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名(外国である場合には、これに準ずるもの)までを記載しても差し支えない。)、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率)等)を記載すること。

(16) 投資方針

ファンドの運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄 選定の方針(ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資 先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているも のか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等)等)について、 具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(17) 投資対象

- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
- b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその 割合等を記載すること。
- c ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの 純資産総額の10%を超えて投資する投資対象の名称、運用の基本方針、主要な 投資対象及び管理会社の名称を記載すること。

(18) 運用体制

ファンドの運用体制(組織、当該ファンドの運用に関する内部規則、内部管理 及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の 相互連携等、管理会社等によるファンドの関係法人(販売会社を除く。)に対す る管理体制等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(19) 分配方針

約款に規定された分配方針を記載すること。

(20) 投資制限

- a 法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(21) 投資リスク

a ファンドの持つリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある 事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

(22) 手数料等及び税金

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することと なる費用(税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。)の記載に 当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額 又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等 の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項 を具体的に記載すること。

(23) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期 を記載すること。

(24) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期 を記載すること。

(25) 管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これ らのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又 は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(26) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(23)から(25)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(27) 課税上の取扱い

分配金、買戻代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(28) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。)にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

(29) 投資有価証券の主要銘柄

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。
- d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とす

る理由を記載すること。

e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(30) 投資不動産物件

- a 有価証券届出書提出目の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の 別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ 以外の別等、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された 価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて 公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について 記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他 の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三 者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又 は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約 を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合 には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5 年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推 移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料 収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの) ごとのテナントの総数、総賃料収 入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテ ナント (当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの) の 概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の 方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等) について記載す ること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合 には、その旨を記載すること。

(31) その他投資資産の主要なもの

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容 (種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((29)c又は(30)bに掲げる事項)を記載すること。
- e 投資資産が d に掲げる権利以外の権利である場合には、 d に準じて記載する こと。

(32) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(33) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式及び第七号の二様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号の二様式において同じ。)にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額(以下この様式において「基準価額」という。)を記載すること。この場合

において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該外国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、 金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(34) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間 (6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間) について、各計算期間ごとに、外国投資信託受益証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(35) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、収益率(計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数)を記載すること。

(36) 手続等の概要

「第三部 ファンドの詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約 して記載すること。

(37) 管理及び運営の概要

「第三部 ファンドの詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。

(38) 財務ハイライト情報

- a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務 諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理 状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
- b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合 又は外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7 項に規定する外国監査法人等をいう。以下同じ。)から監査証明に相当すると 認められる証明を受けている場合にはその旨、当該監査証明に係る監査報告書 (財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書 をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認めら れる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式におい て同じ。)が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認 会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

(39) 外国投資信託受益証券事務の概要

当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並び に手数料
- b 受益者等に対する特典
- c 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
- d その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (40) ファンドの詳細情報の項目
 - a 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。
 - b 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項 の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載し

ようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること

(41) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(42) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。

(43) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

- (44) 申込(販売)手続等
 - a 外国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載する
 - b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特 殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
 - c 外国投資信託受益証券1単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、 当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関 し必要な事項を記載すること。

(45) 買戻し手続等

- a 外国投資信託受益証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載する こと。
- b 外国投資信託受益証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出 頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (46) 資産の評価

基準価額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(47) 保管

外国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外国 投資信託受益権については、この限りでない。

(48) 信託期間

ファンドの存続期間について記載すること。

(49) 計算期間

ファンドの計算期間について記載すること。

- (50) その他
 - a ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。
 - b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示 方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (51) 開示制度の概要

ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主(受益者等)に対する開示(公告を含む。)内容、方法、頻度等について記載すること。

(52) 受益者の権利等

分配金の受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託受益証券の買戻し請求権 その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使 の手続について記載すること。

(53) 為替管理上の取扱い

分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(54) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資信託受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(55) 裁判管轄等

当該外国投資信託受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名 称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(56) ファンドの経理状況

- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、 その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第 5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載する こと。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式 及び第十三号の二様式によること。

(57) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

(58) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (59) 投資有価証券明細表等

投資信託財産の計算に関する規則第57条第1項に規定する附属明細表に準じて 記載すること。

(60) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(61) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量(本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。)を記載すること。

(62) 管理会社の概況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の管理会社の資本金の額並びに管理会社 が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

- b 管理会社の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (63) 事業の内容及び営業の概況

外国投資信託受益証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、

ファンドの設立又は運用が行われている国別及びファンドの種類別(基本的性格)の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。

(64) 管理会社の経理状況

- a 外国投資信託受益証券のファンドの管理会社の最近2事業年度における財務 書類について記載すること。
- b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合 又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類に添付すること。
- c 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第 5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載する こと。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取 引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)別紙様式第十二号中様式 Bに準じて記載すること。

(65) 利害関係人との取引制限

当該ファンドの届出会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(66) その他

- a 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について 記載すること。
- b 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (67) その他の関係法人の概況

資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なもの についてのみ記載すること。

(68) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(69) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(70) 資本関係

届出会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(71) 投資信託制度の概要

届出会社の属する国、州等における投資信託制度全般にわたり、投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、株主(受益者等)の権利の差異等その概要について記載すること。

(72) 外国投資信託受益証券の様式

当該外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項(振替外国投資信託受益権にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第121条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項)の内容について記載すること。

(73) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(74) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国投資信託受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第四号の三様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)内国投資	
証券に係る投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集(売出)内国投資	
証券の形態及び金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	
The section of the se	(所在地)
第一部【証券情報】	<u>(// 1/L/</u>
第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。))]
(1) 【投資法人の名称】	•
(2)【内国投資証券の形態等】(4)	
(3)【発行(売出)数】(5)	
(4) 【発行(売出)価額の総額】(6)	
(5)【発行(売出)価格】(7)	
(6)【申込手数料】(8)	
(7)【申込爭数科】(0)	
(8)【申込期間】	
(9)【申込証拠金】	
(10)【申込取扱場所】(10)	
(11)【払込期日】	
(12)【払込取扱場所】(11) (12)【玉取入の供冷】(12)	
(13) 【手取金の使途】(12)	
(14)【その他】(13)	1
第2【投資法人債券(短期投資法人債を除く)]
(1)【銘柄】	
(2)【投資法人債券の形態等】(4)	
(3)【券面総額】	
(4)【各投資法人債の金額】	
(5)【発行(売出)価額の総額】(6)	
(6)【発行(売出)価格】(7)	
(7)【利率】	
(8)【利払日及び利息支払の方法】	
(9)【償還期限及び償還の方法】	
(10)【募集の方法】	
(11)【申込証拠金】	
(12)【申込期間】	
(13)【申込取扱場所】(10)	

(14)【払込期日】

- (15) 【払込取扱場所】(11)
- (16) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】(14)
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】(12)
- (20) 【その他】(13)

第3【短期投資法人債】(15)

- (1)【発行(売出)短期投資法人債の総額】
- (2) 【発行(売出)価額の総額】
- (3)【発行(売出)価格】
- (4)【発行限度額】
- (5)【発行限度額残高】
- (6)【支払期日】
- (7)【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9)【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】
- (11)【取得格付】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1 【投資法人の概況】
 - (1)【主要な経営指標等の推移】(16)
 - (2) 【投資法人の目的及び基本的性格】(17)
 - (3) 【投資法人の仕組み】(18)
 - (4) 【投資法人の機構】(19)
 - (5)【投資法人の出資総額】(20)
 - (6)【主要な投資主の状況】(21)
- 2 【投資方針】
- (1)【投資方針】(22)
- (2)【投資対象】(23)
- (3)【分配方針】(24)
- (4) 【投資制限】(25)
- 3 【投資リスク】(26)
- 4【手数料等及び税金】(27)
- (1)【申込手数料】(28)
- (2)【買戻し手数料】(29)
- (3)【管理報酬等】(30)
- (4) 【その他の手数料等】(31)
- (5) 【課税上の取扱い】(32)
- 5【運用状況】
 - (1)【投資状況】(33)
 - (2)【投資資産】
 - ①【投資有価証券の主要銘柄】(34)
 - ②【投資不動産物件】(35)
 - ③【その他投資資産の主要なもの】(36)
 - (3)【運用実績】(37)
 - ①【純資産等の推移】(38)

- ②【分配の推移】(39)
- ③【自己資本利益率(収益率)の推移】(40)
- 6 【手続等の概要】(41)
- 7【管理及び運営の概要】(42)
- 第2【財務ハイライト情報】(43)
 - 1【貸借対照表】
 - 2 【損益計算書】
 - 3【金銭の分配に係る計算書】
 - 4【キャッシュ・フロー計算書】
- 第3【内国投資証券事務の概要】(44)
- 第4【投資法人の詳細情報の項目】(45)
- 第三部【投資法人の詳細情報】
- 第1【投資法人の追加情報】
 - 1 【投資法人の沿革】(46)
 - 2 【役員の状況】(47)
 - 3【その他】(48)
- 第2【手続等】
 - 1 【申込(販売)手続等】(49)
 - 2 【買戻し手続等】(50)
- 第3【管理及び運営】
 - 1【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】(51)
 - (2)【保管】(52)
 - (3)【存続期間】(53)
 - (4)【計算期間】(54)
 - (5)【その他】(55)
 - 2【利害関係人との取引制限】(56)
 - 3 【投資主・投資法人債権者の権利】(57)
- 第4【関係法人の状況】
 - 1【資産運用会社の概況】
 - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】(58)
 - (2)【運用体制】(59)
 - (3)【大株主の状況】(60)
 - (4)【役員の状況】(61)
 - (5)【事業の内容及び営業の概況】(62)
 - 2【その他の関係法人の概況】
 - (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】(63)
 - (2)【関係業務の概要】(64)
 - (3)【資本関係】(65)
- 第5【投資法人の経理状況】 (66)
 - 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】(67)
 - (2) 【損益計算書】(68)
 - (3)【投資主資本等変動計算書】(69)
 - (4)【金銭の分配に係る計算書】(70)
 - (5) 【キャッシュ・フロー計算書】(71)
 - (6)【注記表】(72)

- (7)【附属明細表】(73)
- 2【投資法人の現況】(74)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額 (I-II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)

第6【販売及び買戻しの実績】(75)

第四部【その他】(76)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の 各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券に係る投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券 届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

g この様式中「券面総額」は、振替投資法人債(社債等の振替に関する法律第 115条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する投資信託及 び投資法人に関する法律に規定する投資法人債をいう。以下この様式において 同じ。)に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)。
- b 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資 法人をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同 じ。)の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名又は名称を記載するこ と。
- (3) 届出の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態及び金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態(投資証券、投資法人債券、短期投資法人債券の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。

(4) 内国投資証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。
- b 当該届出に係る内国投資証券について、届出投資法人の申込みにより格付 (指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定 する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに 限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の 名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合 においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、 これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得し ていない」旨記載すること。

(5) 発行(売出)数

当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

- (6) 発行(売出)価額の総額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出 しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。
- (7) 発行(売出)価格
 - a 投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格 を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(8) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該 手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手 数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な 事項を具体的に記載すること。

(9) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(10) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申 込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみ を記載することができる。

(11) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払 込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみ を記載することができる。

(12) 手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

(13) その他

- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替、その他 申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資証券の 発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載するこ と。

(14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社

- a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社(以下この様式において「投資 法人債管理者等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(投資法人債管 理者等に支払う手数料等)を記載すること。
- b 投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の 投資法人債管理者等を記載すること。
- c 「投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで 届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(15) 短期投資法人債

- a 「発行(売出)価格」の欄には、短期投資法人債の金額100円についての発 行(売出)価額を記載すること。
- b 「発行(売出)短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行(売出)に係る 短期投資法人債の発行総額を記載すること。
- c 役員会決議等で短期投資法人債の発行総額が決定されている場合には、「発 行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日 の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
- d 「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債の償還期限を記載すること。
- e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。
- f 「取得格付」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、 発行者が申込みにより取得するすべての格付(指定格付機関から取得するもの に限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び 当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載す ること。

(16) 主要な経営指標等の推移

投資法人の直近5計算期間(6月を1計算期間とする投資法人(第23条ただし 書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を 含む。以下同じ。)にあっては、10計算期間)に係る次に掲げる主要な経営指標 等の推移について記載すること。

- (a) 営業収益
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (d) 出資総額
- (e) 発行済投資口総数
- (f) 純資産額
- (g) 総資産額
- (h) 1口当たり純資産額
- (i) 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
- (j) 分配総額
- (k) 1 口当たり分配金額(利益の分配と出資の戻しを区分して表示すること。)
- (1) 自己資本比率(純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の 金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)
- (m) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。以下この様式において同じ。)
- (17) 投資法人の目的及び基本的性格
 - a 規約(その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。)に記載された投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
 - b 投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (18) 投資法人の仕組み
 - a 投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
 - b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)及び運営上の役割並びに関係業務の内容(投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

(19) 投資法人の機構

- a 投資法人の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等)、投資法人による関係法人(販売会社を除く。)に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状 況については、特に詳細に記載すること。

(20) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済総投資口数の増減についても併

せて記載すること。

(21) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主(所有投資口数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。)並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(22) 投資方針

投資法人の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄 選定の方針等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(23) 投資対象

- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
- b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその 割合等を記載すること。
- (24) 分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。

(25) 投資制限

- a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資 についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載す ること。

(26) 投資リスク

a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある 事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

(27) 手数料等及び税金

- a 投資者が申込みから換金(解約)までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用(税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。)のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。
- b 申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又 は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することが できる。
- c なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及 び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(28) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期 を記載すること。

(29) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期 を記載すること。

(30) 管理報酬等

投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これ らのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又 は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(31) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(32) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(33) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。)にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。

(34) 投資有価証券の主要銘柄

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。以下同じ。)に係るものを含む。)である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。
- d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とす る理由を記載すること。
- e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(35) 投資不動産物件

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公

正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記 載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の 投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者 による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は 名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を 締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合に は、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積 の合計及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式にお いて同じ。) の推移並びに主要な不動産の物件(一体として使用されていると 認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計 の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、 総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナ ントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの)の概要(テナ ントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷 金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。 なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、そ の旨を記載すること。

(36) その他投資資産の主要なもの

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容 (種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((34)c又は(35)bに掲げる事項)を記載すること。
- e 投資資産が d に掲げる権利以外の権利である場合には、 d に準じて記載する こと。

(37) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(38) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該内国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(39) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間 (6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間) について、各計算期間ごとに、分配総額、内国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(40) 自己資本利益率(収益率)の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間 (6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間) について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率 (第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。) を記載すること。

(41) 手続等の概要

「第三部 投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約 して記載すること。

(42) 管理及び運営の概要

「第三部 投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。

(43) 財務ハイライト情報

- a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務 諸表」に記載すべき「貸借対照表」((67)に掲げる貸借対照表をいい、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。以下このaにおいて「投資法人計算規則」という。)第61条の規定により注記される事項を含む。)、「損益計算書」((68)に掲げる損益計算書をいい、投資法人計算規則第61条の規定により注記される事項を含む。)、「金銭の分配に係る計算書」((70)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。)及び「キャッシュ・フロー計算書」((71)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
- b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、 その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣 府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この 様式において同じ。)が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を 行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

(44) 内国投資証券事務の概要

当該内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並び に手数料
- b 投資主又は投資法人債権者に対する特典
- c 内国投資証券の譲渡制限の内容
- d その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (45) 投資法人の詳細情報の項目
 - a 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。
 - b 「第三部 投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項 の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載し ようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載する こと。

(46) 投資法人の沿革

設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載する こと。

(47) 役員の状況

有価証券届出書提出日現在における投資法人の役員(設立中の投資法人にあっては設立企画人及び役員の候補者)の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数

(設立中の投資法人にあっては引受予定投資口数)を記載すること。

(48) その他

- a 投資法人の役員の変更についての監督官庁、投資主等による承認等の要否並 びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記 載すること。
- b 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について 記載すること。
- c 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(49) 申込(販売)手続等

- a 内国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資証券1単位当たりの販売価格が内国投資証券1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(50) 買戻し手続等

- a 内国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 内国投資証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(51) 資産の評価

内国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(52) 保管

内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資法人債については、この限りでない。

(53) 存続期間

投資法人の存続期間について記載すること。

(54) 計算期間

投資法人の計算期間について記載すること。

(55) その他

- a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示 方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(56) 利害関係人との取引制限

投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(57) 投資主・投資法人債権者の権利

投資主総会又は投資法人債権者集会に関する権利、分配金又は利息の受領権、 償還金の受領権、当該内国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容 (権利の発生及び消滅時期を含む。) 及び権利行使の手続について記載すること。

(58) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(59) 運用体制

資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載するこ

と。

なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。

(60) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。)並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(61) 役員の状況

有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要 略歴及び所有株式数を記載すること。

(62) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用をしている場合には、すべての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び内国投資証券1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。

(63) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(64) 関係業務の概要

運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(65) 資本関係

届出投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(66) 投資法人の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、 その理由及びその内容を記載すること。

(67) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資 法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過す る日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対 照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。 (68)、(69)及び(72)において同じ。)も記載すること。

(68) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した 場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(計算期間開 始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書 をいう。)も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (69) 投資主資本等変動計算書

最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいう。)も記載すること。

(70) 金銭の分配に係る計算書

最近2計算期間について記載すること。

(71) キャッシュ・フロー計算書

最近2計算期間について記載すること。ただし、(67)ただし書に規定する中間 貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて記載すること。

(72) 注記表

最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。)も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本 等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連す る注記を記載すること。

(73) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(74) 投資法人の現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(75) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間 (6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間) について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量 (本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。) を記載すること。

(76) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(77) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

内国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国投資証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注

意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第四号の四様式		
【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】(2)		
【本店の所在の場所】		
【代理人の氏名又は名称】(3)		
【代理人の住所又は所在地】		
【事務連絡者氏名】(4)		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【届出の対象とした募集(売出)外国投資		
証券に係る外国投資法人の名称】		
【届出の対象とした募集(売出)外国投資		
証券の形態及び金額】(5)		
【縦覧に供する場所】		
THE SELECT OF STATE OF THE SELECT OF THE SEL	(所在地)	
第一部【証券情報】	(//	
第1【外国投資証券(外国投資法人債券を)	\$/) !	
	下 \ 。 / 】	
(1)【外国投資法人の名称】		
(2) 【外国投資証券の形態等】(6)		
(3)【発行(売出)数】(7)		
(4) 【発行(売出)価額の総額】(8)		
(5)【発行(売出)価格】(9)		
(6)【申込手数料】(10)		
(7)【申込単位】(11)		
(8)【申込期間】		
(9)【申込証拠金】		
(10)【申込取扱場所】(12)		
(11)【払込期日】		
(12)【払込取扱場所】(13)		
(13)【手取金の使途】(14)		
(14)【その他】(15)		
第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]	
(1)【銘柄】		
(2)【外国投資法人債券の形態等】(16)	
(3)【券面総額】		
(4)【各外国投資法人債の金額】		
(4) 【台外国投資法八頃の金額】 (5) 【発行(売出)価額の総額】 (8)		
(6)【発行(売出)価格】(9)		
(7)【利率】		
(7)【利学】 (8)【利払日及び利息支払の方法】		
(9)【償還期限及び償還の方法】		
(10)【募集の方法】		

(11)【申込証拠金】

- (12)【申込期間】
- (13)【申込取扱場所】(12)
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】(13)
- (16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】(17)
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】(14)
- (20) 【その他】(15)

第3【短期外債】(18)

- (1) 【発行(売出)短期外債の総額】
- (2)【発行(売出)価額の総額】
- (3)【発行(売出)価格】
- (4)【発行限度額】
- (5)【発行限度額残高】
- (6)【支払期日】
- (7)【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9)【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】
- (11)【取得格付】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1 【外国投資法人の概況】
- (1)【主要な経営指標等の推移】(19)
- (2)【外国投資法人の目的及び基本的性格】(20)
- (3) 【外国投資法人の仕組み】(21)
- (4) 【外国投資法人の機構】(22)
- (5)【外国投資法人の出資総額】(23)
- (6)【主要な投資主の状況】(24)
- 2 【投資方針】
 - (1)【投資方針】(25)
 - (2)【投資対象】(26)
 - (3)【分配方針】(27)
 - (4) 【投資制限】(28)
- 3 【投資リスク】(29)
- 4【手数料等及び税金】(30)
 - (1)【申込手数料】(31)
 - (2)【買戻し手数料】(32)
 - (3)【管理報酬等】(33)
 - (4) 【その他の手数料等】(34)
 - (5) 【課税上の取扱い】(35)
- 5【運用状況】
 - (1)【投資状況】(36)
 - (2)【投資資産】
 - ①【投資有価証券の主要銘柄】(37)
 - ②【投資不動産物件】(38)

- ③【その他投資資産の主要なもの】(39)
- (3)【運用実績】(40)
- ①【純資産等の推移】(41)
- ②【分配の推移】(42)
- ③【自己資本利益率(収益率)の推移】(43)
- 6【手続等の概要】(44)
- 7【管理及び運営の概要】(45)
- 第2【財務ハイライト情報】(46)
 - 1【貸借対照表】
 - 2【損益計算書】
 - 3【金銭の分配に係る計算書】
 - 4【キャッシュ・フロー計算書】
- 第3【外国投資証券事務の概要】(47)
- 第4【外国投資法人の詳細情報の項目】(48)
- 第三部【外国投資法人の詳細情報】
- 第1【外国投資法人の追加情報】
 - 1【外国投資法人の沿革】(49)
 - 2 【役員の状況】(50)
 - 3【外国投資法人に係る法制度の概要】(51)
 - 4【監督官庁の概要】(52)
 - 5【その他】(53)
- 第2【手続等】
 - 1 【申込(販売) 手続等】(54)
 - 2 【買戻し手続等】(55)
- 第3【管理及び運営】
 - 1【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】(56)
 - (2)【保管】(57)
 - (3)【存続期間】(58)
 - (4)【計算期間】(59)
 - (5)【その他】(60)
 - 2【利害関係人との取引制限】(61)
 - 3 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】
 - (1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】(62)
 - (2)【為替管理上の取扱い】(63)
 - (3)【本邦における代理人】(64)
 - (4)【裁判管轄等】(65)
- 第4【関係法人の状況】
 - 1【資産運用会社の概況】
 - (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】(66)
 - (2)【運用体制】(67)
 - (3) 【大株主の状況】(68)
 - (4)【役員の状況】(69)
 - (5)【事業の内容及び営業の概況】(70)
 - 2【その他の関係法人の概況】
 - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】(71)
 - (2) 【関係業務の概要】(72)

- (3)【資本関係】(73)
- 第5【外国投資法人の経理状況】(74)
 - 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】(75)
 - (2) 【損益計算書】(76)
 - (3) 【金銭の分配に係る計算書】(77)
 - (4) 【キャッシュ・フロー計算書】(78)
 - (5)【投資有価証券明細表等】(79)
 - ①【投資株式明細表】
 - ②【株式以外の投資有価証券明細表】
 - ③【投資不動産明細表】
 - ④【その他投資資産明細表】
 - ⑤【借入金明細表】
 - 2【外国投資法人の現況】(80)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額 (I-II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)
- 第6【販売及び買戻しの実績】 (81)

第四部【特別情報】

- 第1【投資法人制度の概要】(82)
- 第2【外国投資証券の様式】(83)
- 第3【その他】(84)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがた いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の 各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第四号の三様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。

i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券に係る外国投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

j この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債(社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下この様式及び第五号の三様式において同じ。)に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第 27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、 併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)。
- b 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第23項に規定する 外国投資法人をいう。以下この様式、第八号様式及び第十一号様式において同 じ。)設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

- (5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態(投資証券に類するもの、投資法人債券に類するもの(以下この様式において「外国投資法人債券」という。)、短期投資法人債に類するものの別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。

(6) 外国投資証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。
- b 当該届出に係る外国投資証券について、届出投資法人の申込みにより格付 (指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定 する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに 限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の 名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合 においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、 これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得し

ていない」旨記載すること。

(7) 発行(売出)数

当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の募集又は売出し ごとの発行数又は売出数を記載すること。

(8) 発行(売出)価額の総額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の募集又は売出 しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。

(9) 発行(売出)価格

- a 外国投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出 価格を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(10) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、 手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体 的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し 必要な事項を具体的に記載すること。

(11) 申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(12) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申 込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみ を記載することができる。

(13) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払 込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみ を記載することができる。

(14) 手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

(15) その他

- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国投資法人への振替、そ の他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資証券の 発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載するこ と。
- d 会社設立に際し特記すべき事項がある場合には、その概要を記載すること。

(16) 外国投資法人債券の形態等

(6)に準じて記載すること。ただし、振替外債については、記名・無記名の別

の記載を要しない。

- (17) 外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社
 - a 外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社(以下この様式において「外国投資法人債管理者等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(外国投資法人債管理者等に支払う手数料等)を記載すること。
 - b 外国投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予 定の外国投資法人債管理者等を記載すること。
 - c 「外国投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(18) 短期外債

第四号の三様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。

(19) 主要な経営指標等の推移

外国投資法人の直近5計算期間 (6月を1計算期間とする外国投資法人 (第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下同じ。)にあっては、10計算期間)に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」(16)に準じて記載すること。

- (20) 外国投資法人の目的及び基本的性格
 - a 規約(その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。) に記載された外国投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
 - b 外国投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (21) 外国投資法人の仕組み
 - a 外国投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
 - b 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)及び運営上の役割並びに関係業務の内容(外国投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

(22) 外国投資法人の機構

- a 外国投資法人の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による 監督及び会計監査の相互連携等)、外国投資法人による関係会社(販売会社を 除く。)に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりや すく記載すること。
- b 外国投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する こと。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整 備の状況については、特に詳細に記載すること。

(23) 外国投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、外国投資法人 が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済総投資口数の増減についても併せて記載すること。

(24) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主(所有投資口数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所に当たっては、市区町村名(外国である場合

には、これに準ずるもの)までを記載しても差し支えない。)並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(25) 投資方針

外国投資法人の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、 銘柄選定の方針等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(26) 投資対象

- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
- b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその 割合等を記載すること。

(27) 分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。

(28) 投資制限

- a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資 についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載す ること。

(29) 投資リスク

a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある 事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

(30) 手数料等及び税金

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用 (税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。)の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(31) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期 を記載すること。

(32) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(33) 管理報酬等

投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これ らのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又 は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(34) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち(31)から(33)までに掲げる手数料等以外の手数 料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(35) 課税上の取扱い

配当金(分配金)、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりや

すく記載すること。

(36) 投資状況

- a 有価証券届出書提出目の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。)にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。

(37) 投資有価証券の主要銘柄

- a 有価証券届出書提出目の最近目現在の状況について記載すること。
- b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等に係るものを含む。)である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。
- d 当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とす る理由を記載すること。
- e 投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(38) 投資不動産物件

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに

主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(39) その他投資資産の主要なもの

- a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- c 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容 (種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((37)c又は(38)bに掲げる事項)を記載すること。
- e 投資資産が d に掲げる権利以外の権利である場合には、 d に準じて記載する こと。

(40) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(41) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第八号様式及び第十一号様式において同じ。)(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(42) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間 (6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間) について、各計算期間ごとに、分配総額、外国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(43) 自己資本利益率(収益率)の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間 (6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間) について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率 (第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第八号様式及び第十一号様式において同じ。) を記載すること。

(44) 手続等の概要

「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を 要約して記載すること。

(45) 管理及び運営の概要

「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される 事項を要約して記載すること。

(46) 財務ハイライト情報

- a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」、「損益計算書」、「金銭の分配に係る計算書」及び「キャッシュ・フロー計算書」(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
- b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合 又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場 合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関 する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下この様式におい て同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に 相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)が当該財務諸表に 添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の 名称を記載すること。

(47) 外国投資証券事務の概要

当該外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並び に手数料
- b 投資主又は外国投資法人債権者に対する特典
- c 外国投資証券の譲渡制限の内容
- d その他外国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (48) 外国投資法人の詳細情報の項目
 - a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載する こと。
 - b 「第三部 外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第 2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。
- (49) 外国投資法人の沿革

設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載する こと。

(50) 役員の状況

有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員(設立中の外国投資法人にあっては設立企画人及び役員の候補者)の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数(設立中の外国投資法人にあっては引受予定投資口数)を記載すること。

- (51) 外国投資法人に係る法制度の概要
 - 準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (52) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

- (53) その他
 - a 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について 記載すること。
 - b 訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実が ある場合には、その内容を記載すること。
- (54) 申込(販売)手続等
 - a 外国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。

- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 外国投資証券1単位当たりの販売価格が外国投資証券1単位当たりの純資産 額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会 方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(55) 買戻し手続等

- a 外国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 外国投資証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(56) 資産の評価

外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、 不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当 該照会に関し必要な事項を記載すること。

(57) 保管

外国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外債について は、この限りでない。

(58) 存続期間

外国投資法人の存続期間について記載すること。

(59) 計算期間

外国投資法人の計算期間について記載すること。

- (60) その他
 - a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
 - b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示 方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (61) 利害関係人との取引制限

外国投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限 の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(62) 投資主・外国投資法人債権者の権利

投資主総会又は外国投資法人債権者集会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。

(63) 為替管理上の取扱い

分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(64) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(65) 裁判管轄等

当該外国投資証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所 在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(66) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(67) 運用体制

資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、投資運用の意思決定機構及び投資運用に関するリスク管理体制の整備の 状況については、特に詳細に記載すること。

(68) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名(外国である場合には、これに準ずるもの)までを記載しても差し支えない。)並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(69) 役員の状況

有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要 略歴及び所有株式数を記載すること。

(70) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の外国投資法人に係る資産の運用をしている場合には、すべての外国投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び外国投資証券1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国投資法人について記載すること。

(71) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(72) 関係業務の概要

運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(73) 資本関係

届出外国投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

- (74) 外国投資法人の経理状況
- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、 その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第 5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載する こと。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式 及び第十三号の二様式によること。

(75) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

(76) 損益計算書

a 最近2計算期間について記載すること。

- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (77) 金銭の分配に係る計算書 最近2計算期間について記載すること。
- (78) キャッシュ・フロー計算書 最近2計算期間について記載すること。
- (79) 投資有価証券明細表等 投資法人の計算に関する規則第80条第1項に規定する附属明細書に準じて記載 すること。
- (80) 外国投資法人の現況 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (81) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間 (6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間) について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量 (本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。) を記載すること。

(82) 投資法人制度の概要

届出外国投資法人の属する国、州等における投資法人制度全般にわたり、投資 法人の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、投資主(受益者等)の権利の差 異等その概要について記載すること。

(83) 外国投資証券の様式 当該外国投資証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載するこ と。

(84) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(85) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国投資証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第四号の四の二様式		
【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】		
【本店の所在の場所】		
【代理人の氏名又は名称】		
【代理人の住所又は所在地】		
【事務連絡者氏名】		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【届出の対象とした募集(売出)外国		
投資証券に係る外国投資法人の名称】		
【届出の対象とした募集(売出)外国		
投資証券の形態及び金額】		
【縦覧に供する場所】	 名称	
I THIC YELL ON TO SOUTH I	(所在地)	
第一部【証券情報】	(/)[14-46/	
第1【外国投資証券(外国投資法人債券	** を除く) !	
(1) 【外国投資法人の名称】		
(2)【外国投資証券の形態等】		
(3)【発行(売出)数】		
(4)【発行(売出)価額の総額】		
(5)【発行(売出)価格】		
(6)【申込手数料】		
(7)【申込単位】		
(8)【申込期間】		
(9)【申込証拠金】		
(10)【申込取扱場所】		
(11)【払込期日】		
(12)【払込取扱場所】		
(13)【手取金の使途】		
(14)【その他】		
第2【外国投資法人債券(短期外債を除	€<。)]	
(1)【銘柄】		
(2)【外国投資法人債券の形態等】		
(3)【券面総額】		
(4)【各外国投資法人債の金額】		
(5)【発行(売出)価額の総額】		
(6)【発行(売出)価格】		
(7)【利率】		
(8)【利払日及び利息支払の方法】		
(9)【償還期限及び償還の方法】		
(10)【募集の方法】		
(11)【申込証拠金】		

- (12)【申込期間】
- (13)【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
- (17) 【振替機関に関する事項】
- (18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
- (19) 【手取金の使途】
- (20) 【その他】

第3【短期外債】

- (1) 【発行(売出)短期外債の総額】
- (2)【発行(売出)価額の総額】
- (3)【発行(売出)価格】
- (4)【発行限度額】
- (5)【発行限度額残高】
- (6)【支払期日】
- (7)【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9)【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】
- (11)【取得格付】

第二部【追完情報】(1)

第三部【組込情報】(2)

第四部【特別情報】

- 第1【投資法人制度の概要】
- 第2【外国投資証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

- (1) 追完情報
 - a (2) a の有価証券報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。
 - (a) 法第7条前段に規定する重要な変更があった場合又は第13条第1号から 第3号までに掲げる事情が生じた場合
 - (b) 第29条第2項各号に掲げる場合
 - b (2)aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資 総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。
 - c (2) a の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

- a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類
- b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出

している場合にあっては、当該半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

_	号の二様式		
【表	· · · -		
	出書類】	有価証券届出書	
【提	出先】	関東財務局長	
【提	出目】	平成 年 月 日	
【発	行者名】		
【代	表者の役職氏名】(2)		
【本	店の所在の場所】		
【事	務連絡者氏名】		
【電	話番号】		
【届	出の対象とした募集(売出)内国		
資産	流動化証券の名称】		
【届	出の対象とした募集(売出)内国		
資産	流動化証券の金額】(3)		
【縦	覧に供する場所】	<u>名称</u>	
		(所在地)	
第一	部【証券情報】		
第1	【社債(特定短期社債を除く。)】	l	
1	【銘柄】		
2	【内国資産流動化証券の形態及び	基本的仕組み等】(4)	
3	3【券面総額】		
4	【各社債の金額】		
5	【発行(売出)価額の総額】(6)		
	【発行(売出)価格】(7)		
7	【利率】		
8	【利払日及び利息支払の方法】		
9	【償還期限及び償還の方法】		
10	【募集の方法】		
11	【申込証拠金】		
12	【申込期間及び申込取扱場所】		
13	【払込期目及び払込取扱場所】		
	【引受け等の概要】(8)		
	【社債管理者又は社債の管理会社】		
16	【振替機関に関する事項】		
17	【その他】(9)		
	換特定社債に関する事項】		
•	【転換の条件】		
	【転換により発行する優先出資の	为容】	
	【転換請求期間】	7 H A	
	20【転換請求期间】 21【転換請求の受付場所及び取次場所】		
	【その他】	21.1	
	▼この心】 優先出資引受権付社債に関する事♪	百 】	
23【新優先出資引受権の内容】			
	23 (利後元山員引文権の行為) 24 (新優先出資引受権の行使請求期間)		
	25【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】		
	26【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】		
40【세慶兀田買り文惟炒課機に関する事項】			

27【代用払込みに関する事項】

- 28【その他】
- 第2【特定優先出資証券】
 - 1 【銘柄】
 - 2 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】(4)
 - 3【額面金額】
 - 4【発行口数】
 - 5【発行(売出)価額の総額】(6)
 - 6【発行(売出)価格】(7)
 - 7【優先出資の内容】
 - 8【消却・併合に関する事項】
 - 9【単位未満優先出資に関する事項】
 - 10【発行の条件に関する事項】
 - 11【募集の方法】
 - 12【申込証拠金】
 - 13【申込期間及び申込取扱場所】
 - 14【払込期日及び払込取扱場所】
 - 15【引受け等の概要】(8)
 - 16【その他】(9)
- 第3【コマーシャル・ペーパー及び特定短期社債】
 - 1 【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】(4)
 - 2 【振出日及び振出地】(5)
 - 3【券面総額】
 - 4【発行(売出)価額の総額】(6)
 - 5【発行(売出)価格】(7)
 - 6【発行限度額及び発行限度額残高】
 - 7【支払期日及び支払場所】
 - 8【バックアップラインの設定】
 - 9【振替機関に関する事項】
 - 10【その他】(9)
- 第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】
- 第5【手取金の使途】(10)
- 第二部【管理資産情報】
- 第1【管理資産の状況】
 - 1 【概況】
 - (1)【管理資産に係る法制度の概要】(11)
 - (2)【管理資産の基本的性格】(12)
 - (3)【管理資産の沿革】(13)
 - (4)【管理資産の管理体制等】(14)
 - ①【管理資産の関係法人】
 - ②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】
 - ③【管理資産の管理体制】
 - 2【管理資産を構成する資産の概要】
 - (1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】(15)
 - (2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】(16)
 - (3)【管理資産を構成する資産の内容】(17)
 - (4)【管理資産を構成する資産の回収方法】(18)
 - 3【管理及び運営の仕組み】

- (1)【資産管理等の概要】
 - ①【管理資産の管理】(19)
 - ②【管理報酬等】(20)
 - ③【その他】(21)
- (2)【信用補完等】(22)
- (3)【利害関係人との取引制限】(23)
- 4 【証券所有者の権利】(24)
- 5【管理資産を構成する資産の状況】
 - (1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】(25)
 - (2) 【損失及び延滞の状況】(26)
 - (3) 【収益状況の推移】(27)
- 6 【投資リスク】(28)
- 第2【管理資産の経理状況】(29)
 - 1【主な資産の内容】平成 年 月 日
 - I 管理資産残高

元本相当部分

利息相当部分

- Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
- Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2【主な損益の内容】 (第 期) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
 - I 総収入

管理資産の回収額

うち元本返済相当部分

利息相当部分

その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入

その他

Ⅱ 総費用

管理報酬

管理資産の維持管理費

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

- Ⅲ 収入金(又は損失金)(I-II)
- 3【収入金(又は損失金)の処理】(30)平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資

証券所有者への利息支払 (又は基金への積立)

証券所有者への償還(又は基金への積立)

管理資産の維持管理費(又は基金への積立)

その他

- 4 【監査等の概要】(31)
- 第3【証券事務の概要】(32)
- 第4【その他】(33)

第三部【発行者及び関係法人情報】

- 第1【発行者の状況】(34)
 - 1 【発行者の概況】
 - 2 【事業の状況】
 - 3 【設備の状況】
 - 4 【経理の状況】
 - 5【その他】(35)
- 第2【原保有者その他関係法人の概況】(36)
 - 1【名称、資本金の額及び事業の内容】(37)
 - 2 【関係業務の概要】(38)
 - 3【資本関係】(39)
 - 4 【経理の概況】(40)
 - 5【その他】(41)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d この様式中「券面総額」は振替特定社債(社債等の振替に関する法律第118 条において準用する同法第66条に規定する資産流動化法第2条第7項に規定す る特定社債をいう。以下この様式において同じ。)に係るものを、「証券」は 振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。
- (2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)。

- (3) 届出の対象とした募集(売出)内国資産流動化証券の金額
 - a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を 記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。
- (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替特定社債については、記

名・無記名の別の記載を要しない。

- b 当該内国資産流動化証券を組成する仕組みの概要(発行者、原保有者(管理 資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証 書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者 を含む。)をいう。以下この様式において同じ。)、管理資産の管理を行う会 社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等を 行っている会社等との関係及びその間の資金の流れ等)及び当該内国資産流動 化証券の償還又は消却の仕組みの概要について、図表による表示などを用いて 明瞭に記載すること。
- c 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態等について、概略を 簡潔に記載すること。
- d 当該内国資産流動化証券の仕組み等に、元本の償還又は出資の消却及び利子 又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内 容及び対応策について記載すること。
- e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条 第12項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、 借入条件(利率及びその積算根拠を含む。)等当該特定目的借入れの内容を記 載すること。
- f 契約等において、当該届出に係る内国資産流動化証券について債権者保護の ために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効 果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者が申込みにより格付 (指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定 する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに 限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の 名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合 においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、 これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得し ていない」旨記載すること。
- h 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が資産流動化法第2条第 3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資 産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼ す可能性のあるもの(当該有価証券届出書の他の箇所に記載したものを除 く。)についてその概要を記載すること。

(5) 振出地

特定短期社債については、振出地の記載を要しない。

(6) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合 には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(8) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。 この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含め て記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。

(9) その他

- a 申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産流動化 証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定 数、発行価額の総額の予定額について記載すること。

(10) 手取金の使途

発行者及び原保有者が取得する手取金の使途の内容(例えば、管理資産の取得、 設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は 融資等)を記載すること。

(11) 管理資産に係る法制度の概要

原保有者から発行者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(12) 管理資産の基本的性格

当該管理資産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該管理資産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(13) 管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

- (14) 管理資産の管理体制等
 - a 「管理資産の関係法人」の欄については、原保有者、管理資産の管理を行う 会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等 を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載するこ と。
 - b 「管理資産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、管理資産 の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管理及び処 分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく 記載すること。
 - c 「管理資産の管理体制」の欄については、管理資産の管理を行う会社の統治 に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組 織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携 等)、管理資産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務 を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、 分かりやすく記載すること。

また、管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- (15) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要
 - a 管理資産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合に は債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に 関する法律等の名称並びに主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以 外の資産である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称並びに主な内 容を記載すること。
 - b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を 発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成 する資産と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する資産に係る記載 について同じ。
- (16) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要

原保有者が管理資産を構成する資産に関係する事業を行っている場合には、当該事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載するこ

ہے۔

- (17) 管理資産を構成する資産の内容
 - a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、 元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別 等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異な る複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。)。 また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載する こと。
 - b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用 途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価 格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の 氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不 動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不 動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその 旨) 及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。ま た、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において 「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃 貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。 以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に 係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。 以下この様式において同じ。) ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面 積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該 テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要 (テナン トの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・ 保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、 年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を 記載すること。
 - c 管理資産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利 (h の信託受益権を除く。) である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(a 又は b に掲げる事項)を記載すること。
 - d 管理資産を構成する資産が有価証券(hの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
 - e 管理資産を構成する資産が動産(有価証券を除く。)である場合には、当該 動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動 産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結 している場合には、当該契約の内容(リース期間、受取リース料等)について 具体的に記載すること。
 - f 管理資産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。
 - g 管理資産を構成する資産が a から f までに掲げる資産以外の資産 (h に掲げるものは除く。) である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から f までに準じて記載すること。

- h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託の受益権にあっては、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産が a から g までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じ a から g までに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。
- i 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該 調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記 載すること。

(18) 管理資産を構成する資産の回収方法

管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権に係る延滞債務及び 貸倒債権の回収の方法及び手続(担保付債権の場合には担保権の実行方法を含 む。)について記載すること。

(19) 管理資産の管理

- a 原保有者が譲渡する管理資産を構成する資産について、一定の要件を満たす ものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。
- b 当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者(以下この様式において「証券所有者」という。)以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等(証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券(出資持分を含む。)をいう。以下この様式において同じ。)を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法等を記載すること。
- c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産に係る元本及 び利息等につき回収したものに係る処理の方法(新たに管理資産に組み入れる 資産へ再投資をする場合には当該投資の対象及び時期等、管理資産に係る維持 管理費等がある場合には当該経費の内訳、金額及び支払の時期等、証券所有者 に償還する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等)を記載すること。
- d 処分又は償還条件等について定款等に定めがあるときは、その内容を記載すること。
- e その他元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を 及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載するこ と。

(20) 管理報酬等

- a 管理資産から支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。
- b 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。

(21) その他

定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(22) 信用補完等

当該届出に係る内国資産流動化証券の元本の償還等について信用補完及び流動

性補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

(23) 利害関係人との取引制限

当該届出に係る内国資産流動化証券の発行者及び関係法人の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及びその内容を記載すること。

(24) 証券所有者の権利

- a 証券所有者に対する利息金額又は配当金額及び償還金額又は消却金額の計算 方法(その積算根拠を含む。)等について記載すること。
- b 利息又は配当受領権、償還金の受領権、当該内国資産流動化証券の買戻し請求権、信用補完措置に対する権利その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)、他の債権者との優先劣後関係及び権利行使の手続について記載すること。

(25) 管理資産を構成する資産の管理の概況

- a 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である 場合には、当該債権の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び 当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者 数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権の残高及び その総資産残高に対する割合を記載すること。
- b 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が不動産であ り、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に 係る賃料の支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)を総テナント数及び総賃料 収入に対する割合として記載すること。
- c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(26) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間 ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却 額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合 の推移を記載すること。
- b 管理資産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合に は、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後1計算期間が経過する日前である 場合には、管理資産を構成することとなった原保有者の財産たる資産の損失及 び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべ き事項を記載すること。

(27) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ご とに次の事項を記載すること。

- a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、 手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の 当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当 該費用の額の比率
- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並び に主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総 賃料収入の全賃料収入に占める比率

(28) 投資リスク

- a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

(29) 管理資産の経理状況

- a 「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金(又は 損失金)の処理」の様式は、社債又はコマーシャル・ペーパーに関する標準を 示したものであり、当該有価証券がこれらの有価証券以外の有価証券である場 合には、これに準じて記載すること。また、これによりがたいやむを得ない事 情がある場合には、これに準じて記載することができる。
- b 最近2計算期間について記載すること。
- c 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。

(30) 収入金(又は損失金)の処理

- a 「証券所有者への利息支払(又は基金への積立)」、「証券所有者への償還(又は基金への積立)」又は「管理資産の維持管理費(又は基金への積立)」の金額が、契約等においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。
- b 証券所有者への利息支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、 当該計算期間において当該基金から証券所有者へ支払われた利息又は元本の償 環金の金額を注記すること。

(31) 監査等の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、 公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査 の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近 の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。

(32) 証券事務の概要

当該内国資産流動化証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並び に手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産流動化証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産流動化証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (33) その他

当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある 場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(34) 発行者の状況

「1 発行者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(35) その他

- a 発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 管理資産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載する こと。管理資産の管理業務以外の業務につき、管理資産に影響を及ぼす契約及

び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

c 発行者について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想 される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(36) 原保有者その他関係法人の概況

原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該 内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等について記載すること。

(37) 名称、資本金の額及び事業の内容 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(38) 関係業務の概要

管理資産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を 記載すること。

(39) 資本関係

他の関係法人との資本関係を記載すること。

(40) 経理の概況

最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。

(41) その他

- a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人 が倒産した場合の取扱い等につき契約において定めがある場合には、その内容 を記載すること。
- b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業 譲受その他の重要事項について記載すること。
- c 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(42) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

内国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国資産流動化証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第五号の三様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出目】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(3)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)外国	
資産流動化証券の名称】	
【届出の対象とした募集(売出)外国	
資産流動化証券の金額】	
【縦覧に供する場所】	
	(所在地)
第一部【証券情報】	<u>()) 11=+E)</u>
第1【社債】	
1【銘柄】	5.44-4日 7、左4 【
2【外国資産流動化証券の形態及び基本的	別は組み等」
3【券面総額】	
4【各社債の金額】	
5【発行(売出)価額の総額】	
6【発行(売出)価格】	
7【利率】	
8【利払日及び利息支払の方法】	
9【償還期限及び償還の方法】	
10【募集の方法】	
11【申込証拠金】	
12【申込期間及び申込取扱場所】	
13【払込期日及び払込取扱場所】	
14【引受け等の概要】	
15【社債管理者又は社債の管理会社】	
16【振替機関に関する事項】	
17【保管に関する事項】(4)	
18【その他】	
【新株予約権付社債に関する事項】	
19【新株予約権の内容】	
20【新株予約権の行使請求期間】	NA THE WATE
21【新株予約権の受付場所、取次場所及び	P.
22【新株予約権の譲渡に関する事項】	
23【代用払込みに関する事項】	
24【その他】	

第2【株式】

- 1【種類】
- 2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3【額面金額】
- 4【発行数】
- 5【発行(売出)価額の総額】
- 6【発行(売出)価格】
- 7【資本組入額の総額】
- 8【資本組入額】
- 9【株式の内容】
- 10【配当の方法】
- 11【募集の方法】
- 12【申込証拠金】
- 13【申込期間及び申込取扱場所】
- 14【払込期日及び払込取扱場所】
- 15【引受け等の概要】
- 16【その他】
- 第3【コマーシャル・ペーパー】
 - 1【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
 - 2 【振出日及び振出地】
 - 3【券面総額】
 - 4 【発行(売出)価額の総額】
 - 5【発行(売出)価格】
 - 6【発行限度額及び発行限度額残高】
 - 7 【支払期日及び支払場所】
 - 8【バックアップラインの設定】
 - 9【保管に関する事項】(4)
 - 10【その他】
- 第4【売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】
- 第5【手取金の使途】
- 第二部【管理資産情報】
- 第1【管理資産の状況】
 - 1 【概況】
 - (1)【管理資産に係る法制度の概要】
 - (2)【管理資産の基本的性格】
 - (3)【管理資産の沿革】(5)
 - (4)【管理資産の管理体制等】
- ①【管理資産の関係法人】
- ②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】
- ③【管理資産の管理体制】
 - 2【管理資産を構成する資産の概要】
 - (1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】
 - (2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】
 - (3)【管理資産を構成する資産の内容】
 - (4)【管理資産を構成する資産の回収方法】
 - 3【管理及び運営の仕組み】
 - (1)【資産管理等の概要】
 - ①【管理資産の管理】

- ②【管理報酬等】
- ③【その他】
- (2)【信用補完等】
- (3)【情報開示の概要】(6)
- (4)【利害関係人との取引制限】
- 4 【証券所有者の権利行使等】
 - (1)【証券所有者の権利】
 - (2) 【証券の上場等に関する事項】(7)
 - (3) 【課税上の取扱い】(8)
 - (4) 【為替管理上の取扱い】(9)
 - (5) 【本邦における代理人】(10)
 - (6)【裁判管轄等】(11)
- 5【管理資産を構成する資産の状況】
 - (1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】
 - (2)【損失及び延滞の状況】
 - (3)【収益状況の推移】
- 6【投資リスク】
- 第2【管理資産の経理状況】
 - 1【主な資産の内容】平成 年 月 日
 - I 管理資産残高

元本相当部分

利息相当部分

- Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
- Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2【主な損益の内容】 (第 期) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
 - I 総収入

管理資産の回収額

うち元本返済相当部分

利息相当部分

その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入

その他

Ⅱ 総費用

管理報酬

管理資産の維持管理費

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

Ⅲ 収入金(又は損失金)(Ⅰ-Ⅱ)

3【収入金(又は損失金)の処理】平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資

証券所有者への利息支払 (又は基金への積立)

証券所有者への償還(又は基金への積立)

管理資産の維持管理費 (又は基金への積立)

その他

- 4 【監査等の概要】(12)
- 第3【証券事務の概要】
- 第4【その他】

第三部【発行者及び関係法人情報】

- 第1【発行者の状況】(13)
 - 1 【設立準拠法】
 - 2【監督官庁の概要】(14)
 - 3 【発行者の概況】
 - 4 【事業の概況】
 - 5 【営業の状況】
 - 6【設備の状況】
 - 7 【経理の状況】
 - 8 【その他】
- 第2【原保有者その他関係法人の概況】
 - 1【設立準拠法】
 - 2 【監督官庁の概要】
 - 3【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - 4 【関係業務の概要】
 - 5【資本関係】
 - 6 【経理の概況】
 - 7【その他】

第四部【特別情報】

【外国資産流動化証券の様式】(15)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 すること。
 - c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
 - d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - e この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - f 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
 - g この様式中「券面総額」は振替外債に係るものを、「証券」は振替社債等に 係るものを、それぞれ含むものとする。
- (2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場

合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

(3) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(4) 保管に関する事項

外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。

(5) 管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産流動化証券の金融商品取引所への 上場等主な変遷について記載すること。

(6) 情報開示の概要

特別目的法人の設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(7) 証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国資産流動化証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(8) 課税上の取扱い

利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(9) 為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(10) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(11) 裁判管轄等

当該届出に係る外国資産流動化証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(12) 監査等の概要

当該届出に係る外国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、 公認会計士又は監査法人(外国においてこれに相当する者を含む。)の監査等を 受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻 度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等 による報告書を添付すること。

(13) 発行者の状況

「3 発行者の概況」から「7 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(14) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(15) 外国資産流動化証券の様式

当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項(振替外債にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条

第1項に規定する通知事項)の内容について記載すること。

(16) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国資産流動化証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第五号の四様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者(受託者)名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者(原委託者)氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)内国	
資産信託流動化受益証券の名称】	
【届出の対象とした募集(売出)内国	
資産信託流動化受益証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	(所在地)
第一部【証券情報】	
第1【内国資産信託流動化受益証券の形態等	劉(4)
第2【発行(売出)数】	
第3【発行(売出)価額の総額】(5)	
第4【発行(売出)価格】(6)	
第5【分配金の分配時期及び場所】	
第6【募集の方法】	
第7【申込単位】	
第8【申込期間及び申込取扱場所】	
第9【申込証拠金】	
第10【払込期日及び払込取扱場所】	
第11【引受け等の概要】(7)	
第12【振替機関に関する事項】	
第13【その他】(8)	
第二部【特定信託財産情報】	
第1【特定信託財産の状況】	
1【概况】	
(1) 【特定信託財産に係る法制度の概要	[] (9)
(2)【特定信託財産の基本的性格】(10)	•
(3) 【特定信託財産の沿革】(11)	,
(4) 【特定信託財産の管理体制等】(12))
(4) 【特定信託財産の管理体制等】(12, ①【特定信託財産の関係法人】	,
②【特定信託財産の管理及び処分に関	見する其末的能 産 ▮
	はたる (1) では、 (
③【特定信託財産の管理体制】	
2 【特定信託財産を構成する資産の概要】	

(1) 【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】(13)

- (2) 【特定信託財産を構成する資産の内容】(14)
- (3) 【特定信託財産を構成する資産の回収方法】(15)
- 3 【特定目的信託の仕組み】
 - (1) 【特定目的信託の概要】
 - ①【特定目的信託の基本的仕組み】(16)
 - ②【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】(17)
 - ③【原委託者の義務に関する事項】
 - ④【信託権利等】
 - ⑤【その他】
 - (2)【受益権】(18)
 - (3)【受益証券の取得者の権利】
- 4 【特定信託財産を構成する資産の状況】
 - (1) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】
 - (2) 【損失及び延滞の状況】(19)
- (3) 【収益状況の推移】(20)
- 5 【投資リスク】(21)
- 第2【特定信託財産の経理状況】(22)
 - 1【貸借対照表】(23)
 - 2 【損益計算書】(24)
 - 3 【附属明細表】(25)
- 第3【証券事務の概要】(26)
- 第4【その他】(27)
- 第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】
- 第1【受託者の状況】(28)
 - 1【受託者の概況】
 - 2【事業の状況】
 - 3 【設備の状況】
 - 4 【経理の状況】
 - 5【その他】(29)
- 第2【原委託者の状況】(30)
 - 1 【会社の場合】
 - (1)【会社の概況】
 - (2)【事業の状況】
 - (3)【設備の状況】
 - (4)【経理の状況】
 - (5)【その他】(29)
 - 2【会社以外の団体の場合】
 - (1)【団体の沿革】
 - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
 - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - (4)【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - 3【個人の場合】
 - (1)【生年月日】
 - (2)【本籍地】
 - (3)【職歴】
 - (4) 【破産手続開始の決定の有無】
- 第3【その他関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】(31)
- 2 【関係業務の概要】(32)
- 3【資本関係】(33)
- 4 【役員の兼職関係】(34)
- 5【その他】(35)

第四部【特別情報】

【内国資産信託流動化受益証券の様式】(36)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- (2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)。

- (3) 届出の対象とした募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国資産信託流動化受益証券 に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載す ること
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。
- (4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
 - a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権(社債等の振替に関する法律第124条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託受益権をいう。以下この様式において同じ。)については、この限りでない。
 - b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されてい

る場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合 には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。 この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含め て記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(8) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替、その 他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (9) 特定信託財産に係る法制度の概要

原委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(10) 特定信託財産の基本的性格

当該特定信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該特定信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(11) 特定信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

- (12) 特定信託財産の管理体制等
 - a 「特定信託財産の関係法人」の欄については、原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化 受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内 容を簡潔に記載すること。
 - b 「特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、特定 信託財産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管 理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分か りやすく記載すること。
 - c 「特定信託財産の管理体制」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等)、特定信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、特定信託財産の管理を行う会社による特定信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- (13) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
 - a 特定信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場

合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

- b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を 発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても特定信託財産を 構成する資産と同様の記載を行うこと(以下、特定信託財産を構成する資産に 係る記載について同じ。)。
- (14) 特定信託財産を構成する資産の内容
 - a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。)。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。
 - b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、 用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表 価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者 の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況 (不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはそ の旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。 また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式におい て「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全 賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。 以下この様式において同じ。) の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に 係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。 以下この様式において同じ。) ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面 積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該 テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナン トの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・ 保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等) について記載すること。なお、 年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を 記載すること。
 - c 特定信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利 (h の信託 受益権を除く。) である場合には、当該権利の内容 (種類、存続期間等) 及び 当該権利の目的物の内容 (a 又は b に掲げる事項) を記載すること。
 - d 特定信託財産を構成する資産が有価証券(hの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払 方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有 価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
 - e 特定信託財産を構成する資産が動産(有価証券を除く。)である場合には、 当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当 該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を 締結している場合には、当該契約の内容(リース期間、受取リース料等)につ いて具体的に記載すること。
 - f 特定信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権

の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

- g 特定信託財産を構成する資産が a から f までに掲げる資産以外の資産 (h に 掲げるものは除く。) である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から f までに準じて記載すること。
- h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託の受益権にあっては、資産流動化法第2条第17項又は第18項に規定する代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。
- (15) 特定信託財産を構成する資産の回収方法

特定信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続(担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。) について記載すること。

(16) 特定目的信託の基本的仕組み

当該内国資産信託流動化受益証券を組成する仕組みの概要(原保有者(特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。)をいう。)、当該内国資産信託流動化受益証券に係る信託の原委託者及び受託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)及び当該内国資産信託流動化受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

- (17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
 - a 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。
 - b 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
 - c 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産がその他の 財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる 内容を具体的に記載すること。

(18) 受益権

資産流動化法第230条第1項第4号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下この様式において「社債的受益権」という。)を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令(平成12年政令第128号)第52条第1号に規定する配当額の積算根拠及び同条第4号の元本の償還にあてる資金の調達方法を記載すること。

- (19) 損失及び延滞の状況
 - a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間

ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。

- b 特定信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が特定信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった原委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(20) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ご とに次の事項を記載すること。

- a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する 利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本 金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額 及び当該費用の額の比率
- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用 並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当 該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(21) 投資リスク

- a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

(22) 特定信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、 その理由及びその内容を記載すること。

(23) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(24)において同じ。)も記載すること。

(24) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した 場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開 始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書 をいう。)も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (25) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(26) 証券事務の概要

当該内国資産信託流動化受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並び に手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産信託流動化受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産信託流動化受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(27) その他

当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(28) 受託者の状況

「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(29) その他

- a 受託者、原委託者又は関係法人について、特定信託財産に影響を及ぼす定款 の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載 すること。特定信託財産の信託業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を 及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他 重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(30) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(31) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(32) 関係業務の概要

特定信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(33) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(34) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(35) その他

- a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他重要 事項について記載すること。
- b 特定信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

(36) 内国資産信託流動化受益証券の様式

当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項(振替特定目的信託受益権にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第124条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項)の内容について記載すること。

(37) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

内国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国資産信託流動化受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第五号の五様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者(受託者)名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行者(原委託者)氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)外国	
資産信託流動化受益証券の名称】	
【届出の対象とした募集(売出)外国	
資産信託流動化受益証券の金額】(5)	
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	(所在地)
第一部【証券情報】	
第1【外国資産信託流動化受益証券の形態等	等】(6)
第2【発行(売出)数】	
第3【発行(売出)価額の総額】(7)	
第4【発行(売出)価格】(8)	
第5【分配金の分配時期及び分配場所】	
第6【募集の方法】	
第7【申込単位】	
第8【申込期間及び申込取扱場所】	
第9【申込証拠金】	
第10【払込期日及び払込取扱場所】	
第11【引受け等の概要】(9)	
第12【その他】(10)	
第二部【特定信託財産情報】	
第1【特定信託財産の状況】	
1【概況】	
(1)【特定信託財産に係る法制度の概要	更】
(2)【特定信託財産の基本的性格】	
(3)【特定信託財産の沿革】(11)	

(4)【特定信託財産の管理体制等】

- ① 【特定信託財産の関係法人】
- ②【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】
- ③【特定信託財産の管理体制】
- 2 【特定信託財産を構成する資産の概要】
 - (1) 【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】
 - (2) 【特定信託財産を構成する資産の内容】
 - (3) 【特定信託財産を構成する資産の回収方法】
- 3【特定信託財産の流動化の仕組み】
 - (1) 【特定信託財産の流動化の概要】
 - ① 【特定信託財産の流動化の基本的仕組み】
 - ②【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】
 - ③【原委託者の義務に関する事項】
 - ④【信託権利等】
 - ⑤【その他】
 - (2)【受益権】
 - (3)【受益証券の取得者の権利】
 - (4) 【情報開示の概要】(12)
- 4 【特定信託財産を構成する資産の状況】
- (1)【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】
- (2) 【損失及び延滞の状況】
- (3)【収益状況の推移】
- 5【投資リスク】
- 6 【財務書類】(13)
 - (1)【貸借対照表】(14)
 - (2) 【損益計算書】(15)
 - (3)【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】
 - (4)【附属明細表】(16)
- 7【証券所有者に関する事項】
- (1)【証券の上場等に関する事項】(17)
- (2)【課税上の取扱い】(18)
- (3)【為替管理上の取扱い】(19)
- (4) 【本邦における代理人】(20)
- (5)【裁判管轄等】(21)
- 第2【証券事務の概要】
- 第3【その他】
- 第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】
- 第1【受託者の状況】(22)
 - 1【受託者の概況】
 - 2 【事業の状況】
 - 3【設備の状況】
 - 4 【経理の状況】
 - 5【監督官庁の概要】(23)
 - 6 【その他】
- 第2【原委託者の状況】(24)
 - 1【会社の場合】
 - (1)【会社の概況】
 - (2)【事業の状況】

- (3)【設備の状況】
- (4)【経理の状況】
- (5)【監督官庁の概要】(23)
- (6)【その他】
- 2【会社以外の団体の場合】
 - (1) 【団体の沿革】
 - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
 - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - (4)【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】
 - (5) 【監督官庁の概要】(23)
 - (6)【その他】
- 3【個人の場合】
 - (1)【生年月日】
 - (2)【本籍地】
 - (3)【職歴】
 - (4) 【破産手続開始の決定の有無】
- 第3【その他関係法人の概況】
 - 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - 2 【関係業務の概要】
 - 3【資本関係】
 - 4 【役員の兼職関係】
 - 5【監督官庁の概要】(23)
 - 6 【その他】

第四部【特別情報】

【外国資産信託流動化受益証券の様式】(25)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

- e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)。
- b 会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

- (5) 届出の対象とした募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国資産信託流動化受益証券 に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載す ること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。
- (6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等
 - a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、届出会社の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(7) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(8) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(9) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。 この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含め て記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(10) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産への振替、そ の他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(11) 特定信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産信託流動化受益証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(12) 情報開示の概要

当該外国資産信託流動化受益証券に係る信託の設立及び運営が行われている国 における監督官庁、受益者に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定め られている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(13) 財務書類

- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、 その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第 5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載する こと。

(14) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

- (15) 損益計算書
 - a 最近2計算期間について記載すること。
 - b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (16) 附属明細表

最近計算期間について記載すること。

(17) 証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること

(18) 課税上の取扱い

利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(19) 為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(20) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(21) 裁判管轄等

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関する訴訟について、管轄権を 有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(22) 受託者の状況

「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(23) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(24) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(25) 外国資産信託流動化受益証券の様式

当該外国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(26) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国資産信託流動化受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

二 中 一 中 一 中 一 中 一 中 一 中 一 中 一 中 一 中 一 中	
第六号様式 【表紙】	
	大师 武光尺山隶
【提出書類】	有価証券届出書
【提出品】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者(受託者)名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者(委託者)氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)有価	
証券の名称】	
【届出の対象とした募集(売出)有価	
証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称
	(所在地)
第一部【証券情報】	
第1【内国信託受益証券の募集(売出)	要項】
1【内国信託受益証券の形態等】(4)
2【発行(売出)数】	
3【発行(売出)価額の総額】(5)	
4【発行(売出)価格】(6)	
5【給付の内容、時期及び場所】	
6【募集の方法】	
7【申込手数料】(7)	
8【申込単位】	
9 【申込期間及び申込取扱場所】	
10【申込証拠金】	
11【払込期日及び払込取扱場所】	
12【引受け等の概要】(8)	
13【その他】(9)	
第2【内国信託社債券の募集(売出) 要	草項】
1【新規発行社債(短期社債を除く。	· · ·
3	(10)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
(円)	
各社債の金額 (円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格 (円)	
利率 (%)	

利払日

利息支払の方法

償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金 額	
担保の目的物に関し担保権者に 対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
取得格付	

2【社債の引受け及び社債管理の委託】(11)

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額(円)	引受けの条件
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		***************************************	*****
計	_		_

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

3【新規発行短期社債】(12)

発行価格 (円)	
短期社債の総額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行限度額 (円)	
発行限度額残高 (円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融 機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

4 【売出社債(売出短期社債を除く。)】(13)

銘柄	売出券面額の総 額又は売出振替 社債の総額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称

5【売出短期社債】(13)

支払期日	売出短期社債の 総額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期社 債の所有者の住所及 び氏名又は名称

6【売出社債の条件】(14)

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金(円)	 売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名 称	売出しの委託 契約の内容

第二部【信託財産情報】

- 第1【信託財産の状況】
 - 1 【概況】
 - (1)【信託財産に係る法制度の概要】(15)
 - (2)【信託財産の基本的性格】(16)
 - (3)【信託財産の沿革】(17)
 - (4)【信託財産の管理体制等】(18)
 - ①【信託財産の関係法人】
 - ②【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】
 - ③【信託財産の管理体制】
 - 2【信託財産を構成する資産の概要】
 - (1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】(19)
 - (2)【信託財産を構成する資産の内容】(20)
 - (3)【信託財産を構成する資産の回収方法】(21)
 - 3【信託の仕組み】
 - (1)【信託の概要】
 - ①【信託の基本的仕組み】(22)
 - ②【信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項】(23)
 - ③【委託者の義務に関する事項】
 - ④【その他】(24)
 - (2)【受益権】(25)
 - (3)【内国信託受益証券(内国信託社債券)の取得者の権利】
 - 4【信託財産を構成する資産の状況】
 - (1)【信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況】(26)
 - (2) 【損失及び延滞の状況】(27)
 - (3)【収益状況の推移】(28)
 - 5【投資リスク】(29)
- 第2【信託財産の経理状況】(30)
 - 1【貸借対照表】(31)
 - 2 【損益計算書】(32)
- 第3【証券事務の概要】(33)
- 第4【その他】(34)
- 第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】
- 第1【受託者の状況】(35)

- 1【受託者の概況】
- 2 【事業の状況】
- 3 【設備の状況】
- 4 【経理の状況】
- 5【その他】(36)
- 第2【委託者の状況】(37)
 - 1 【会社の場合】
 - (1)【会社の概況】
 - (2) 【事業の状況】
 - (3)【設備の状況】
 - (4) 【経理の状況】
 - (5)【その他】(36)
 - 2 【会社以外の団体の場合】
 - (1)【団体の沿革】
 - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
 - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - (4)【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - 3【個人の場合】
 - (1)【生年月日】
 - (2)【本籍地】
 - (3)【職歴】
 - (4) 【破産手続開始の決定の有無】
- 第3【その他関係法人の概況】
 - 1【名称、資本金の額及び事業の内容】(38)
 - 2 【関係業務の概要】(39)
 - 3【資本関係】(40)
 - 4 【役員の兼職関係】(41)
 - 5【その他】(42)

第四部【特別情報】

【内国信託受益証券(内国信託社債券)の様式】(43)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)。

- (3) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券に係る当該募集又は 売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨を注記すること。
- (4) 内国信託受益証券の形態等
 - a 記名・無記名の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合 には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(8) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを 含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

- (9) その他
 - a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申 込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
 - c 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者(以下「銀行等」という。)が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容(例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等)を記載すること。

(10) 新規発行社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)に準じて 記載すること。

(11) 社債の引受け及び社債管理の委託

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(15)に準じて 記載すること。

(12) 新規発行短期社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(16)に準じて 記載すること。

(13) 売出社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(22)に準じて 記載すること。

(14) 売出社債の条件

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(23)に準じて 記載すること。

(15) 信託財産に係る法制度の概要

委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用 される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項 に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する合意 がある場合にはその旨を記載すること。

内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該社債券が信託財産のために 発行されることを具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(16) 信託財産の基本的性格

信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産 に係る債務者の特質等について記載すること。

(17) 信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該内国信託受益証券(当該内国信託社債券) の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

- (18) 信託財産の管理体制等
 - a 「信託財産の関係法人」の欄については、委託者、受託者、信託財産の管理 を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該 内国信託社債券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業 務の内容を簡潔に記載すること。
 - b 「信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度」の欄については、 信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度(投資態度、運用方針、 運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具 体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - c 「信託財産の管理体制」の欄については、信託財産の管理を行う会社の統治 に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組 織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携 等)、信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務 を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、か つ、分かりやすく記載すること。

また、信託財産の管理を行う会社による信託財産に関するリスク管理体制の 整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- (19) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
 - a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合に

は債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に 関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外 の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載 すること。

b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を 発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成 する資産と同様の記載を行うこと。以下、信託財産を構成する資産に係る記載 について同じ。

(20) 信託財産を構成する資産の内容

- a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。)。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。
- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用 途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価 格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の 氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動 産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動 産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその 旨) 及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。ま た、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において 「テナント」という。) がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃 貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。 以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に 係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物 件。以下この様式において同じ。) ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃 貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント (当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要 (テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方 法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等) について記載する こと。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合に は、その旨を記載すること。
- c 信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利 (i の信託受益権を除く。) である場合には、当該権利の内容 (種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容 (a 又は b に掲げる事項)を記載すること。
- d 信託財産を構成する資産が有価証券 (iの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
- e 信託財産を構成する資産が動産(有価証券を除く。)である場合には、当該 動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動 産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結 している場合には、当該契約の内容(リース期間、受取リース料等)について 具体的に記載すること。
- f 信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種

類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について 具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している 場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当 該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

- g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該 事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員 の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、対処すべき課題、事業等 のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分 析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び除却等の計画につ いて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)か ら(39)までに準じて記載すること。
- h 信託財産を構成する資産が a から g までに掲げる資産以外の資産 (i に掲げるものは除く。) である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から g までに準じて記載すること。
- i 信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産が a から h までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じ b から i までに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること
- j 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財 産責任負担債務(信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をい う。)とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容につい て記載すること。
- (21) 信託財産を構成する資産の回収方法

信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続 (担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。) について記載すること。

(22) 信託の基本的仕組み

当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券を組成する仕組みの概要(保有者(信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。)をいう。)、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係(当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等)についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

- (23) 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項
 - a 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が債権である場合には、当 該債権の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び当該債権等の 発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総 債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残 高に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合におい

て、当該債権に取立不能、期限前弁済等の事由が生じた場合に、委託者その他 の者が当該債権の買戻し又は他の債権と交換する等の義務を負うこととなって いるときは、その内容を記載すること。

- b 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動 産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支 払状況(延滞の有無及び延滞の期間)を総テナント数及び総賃料収入に対する 割合として記載すること。
- c 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- d 信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託 財産の類型ごと(信託財産が債権であって基本的性格の異なる複数の債権の類 型が存在する場合には、その類型ごと)に当該要件の内容を記載すること。
- e 当該信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法(他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等)を記載すること。

(24) その他

- a 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権(受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なるほかの受益権をいう。以下同じ。)を有している者及び当該信託に関し信託財産のために発行された他の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。(30)において同じ。)の内国信託社債券の社債権者がいる場合には、当該信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券又は内国信託社債券の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及び その執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。

(25) 受益権

受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。なお、当該届出書に係る有価証券が内国信託社債券である場合には、記載を要しない。

(26) 信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況

当該届出に係る内国信託受益証券の信託財産又は内国信託社債券についての信託に係る信託財産を構成する債権について、債権額の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞期間)別及び債権の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。

(27) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間 ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却 額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合 の推移を記載すること。
- b 信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合に は、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記するこ

上。

c 有価証券届出書提出日が信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である 場合には、信託財産を構成することとなった委託者の財産たる資産の損失及び 延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき 事項を記載すること。

(28) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ご とに次の事項を記載すること。

- a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並び に主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総 賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に 準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(29) 投資リスク

a 信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある 事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載 すること。

(30) 信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その 旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 信託財産に銀行等の貸付債権が含まれる場合には、委託者である銀行等は、 財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行(金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の規定により信託 業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。)による意見書を本 項の冒頭において掲記すること。
- e 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権を有している者及び他の種類の内国信託社債権者がいる場合には、当該受益証券及び当該社債券に応じて配分された後の経理の状況についても記載すること。

(31) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託

財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対 照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をい う。(32)において同じ。)も記載すること。

(32) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した 場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開 始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書 をいう。)も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(33) 証券事務の概要

当該内国信託受益証券(当該内国信託社債券)に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並び に手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国信託受益証券(当該内国信託社債券)に譲渡制限が付されている場合に は、その内容
- d その他内国信託受益証券(当該内国信託社債券)事務に関し投資者に示すこ とが必要な事項

(34) その他

当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある 場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(35) 受託者の状況

「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(36) その他

- a 受託者、委託者又は関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変 更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載する こと。信託財産の信託業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及 び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な 影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(37) 委託者の状況

委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者(法第2条第5項に規定する発行者をいう。)とならない場合には記載を要しない。

(38) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(39) 関係業務の概要

信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合には その概要を記載すること。

(40) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(41) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(42) その他

- a 信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他重要事項 について記載すること。
- b 信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼ す契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- (43) 内国信託受益証券 (内国信託社債券) の様式 当該内国信託受益証券 (内国信託社債券) の様式及び券面に記載される事項の 内容について記載すること。

(44) 読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(43)については該当はない旨を記載すること。

(45) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

内国信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国信託受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第六号の二様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者(受託者)名称】	<u></u>
【代表者の役職氏名】(2)	<u></u>
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行者(委託者)氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)有	
証券の名称】	
【届出の対象とした募集(売出)有	·····································
証券の金額】(5)	ры,
【縦覧に供する場所】	名称
THE SELECT OF MAINING	<u></u> (所在地)
第一部【証券情報】	(//
第1【外国信託受益証券の募集(売	H) 要項】
1 【外国信託受益証券の形態等】	
2【発行(売出)数】	\ - <i>,</i>
3 【発行(売出)価額の総額】(7	`)
4【発行(売出)価格】(8)	,
5【給付の内容、時期及び場所】	
6【募集の方法】	
7【申込手数料】	
8【申込単位】	
9【申込期間及び申込取扱場所】	
10【申込証拠金】	
11【払込期日及び払込取扱場所】	
12【引受け等の概要】(9)	
13【その他】(10)	
第2【外国信託社債券の募集(売出)	東佰】
1【新規発行社債(短期社債を除	- · · · -
3 個別の発行社員(歴期社員を保	\ 0/ 1 \11/
記名・無記名の別	
券面総額又は振替計信の総額	

各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金 額	
担保の目的物に関し担保権者に 対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
2【新規発行短期社債】(12)	
発行価格	
短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融 機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

3【売出社債(売出短期社債を除く。)】(13)

銘柄	売出券面額の 総額又は売出 振替社債の総 額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称

4 【売出短期社債】(13)

支払期日	売出短期社債	売出価額の総額	売出しに係る短期社
	の総額(円)	(円)	債の所有者の住所及
			び氏名又は名称

5【売出社債の条件】(14)

	売出価 格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名 称	売出しの委託契 約の内容
I							

第二部【信託財産情報】

- 第1【信託財産の状況】
 - 1 【概況】
 - (1)【信託財産に係る法制度の概要】
 - (2)【信託財産の基本的性格】
 - (3)【信託財産の沿革】(15)
 - (4)【信託財産の管理体制等】
 - ①【信託財産の関係法人】
 - ②【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】
 - ③【信託財産の管理体制】
 - 2【信託財産を構成する資産の概要】
 - (1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】
 - (2)【信託財産を構成する資産の内容】
 - (3)【信託財産を構成する資産の回収方法】
 - 3【信託の仕組み】
 - (1)【信託の概要】
 - ①【信託の基本的仕組み】
 - ②【信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項】
 - ③【委託者の義務に関する事項】
 - ④【その他】
 - (2)【受益権】
 - (3) 【外国信託受益証券(外国信託社債券)の取得者の権利】
 - (4) 【情報開示の概要】(16)
 - 4【信託財産を構成する資産の状況】
 - (1)【信託財産を構成する資産の運用(管理)の状況】
 - (2) 【損失及び延滞の状況】
 - (3)【収益状況の推移】
 - 5【投資リスク】
 - 6【財務書類】(17)
 - (1)【貸借対照表】(18)
 - (2)【損益計算書】(19)
 - 7【証券所有者に関する事項】
 - (1) 【証券の上場等に関する事項】(20)
 - (2) 【課税上の取扱い】(21)

- (3) 【為替管理上の取扱い】(22)
- (4) 【本邦における代理人】(23)
- (5)【裁判管轄等】(24)
- 第2【証券事務の概要】
- 第3【その他】
- 第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】
- 第1【受託者の状況】(25)
 - 1 【受託者の概況】
 - 2 【事業の状況】
 - 3 【設備の状況】
 - 4 【経理の状況】
 - 5【監督官庁の概要】(26)
 - 6 【その他】
- 第2【委託者の状況】(27)
 - 1 【会社の場合】
 - (1)【会社の概況】
 - (2)【事業の状況】
 - (3)【設備の状況】
 - (4)【経理の状況】
 - (5)【監督官庁の概要】(26)
 - (6)【その他】
 - 2 【会社以外の団体の場合】
 - (1)【団体の沿革】
 - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
 - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - (4) 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - (5) 【監督官庁の概要】(26)
 - (6)【その他】
 - 3【個人の場合】
 - (1)【生年月日】
 - (2)【本籍地】
 - (3)【職歴】
 - (4)【破産手続開始の決定の有無】
- 第3【その他関係法人の概況】
 - 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - 2 【関係業務の概要】
 - 3【資本関係】
 - 4 【役員の兼職関係】
 - 5【監督官庁の概要】(26)
 - 6【その他】

第四部【特別情報】

【外国信託受益証券(外国信託社債券)の様式】(28)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意

しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 すること。
- e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

- (5) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の金額
 - a 当該届出に係る募集又は売出しをしようとする外国信託受益証券に係る当該 募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨注記すること。
- (6) 外国信託受益証券の形態等
 - a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る外国信託受益証券について、提出者の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限

る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(7) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その 旨注記すること。

(8) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合 には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(9) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。 この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含め て記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(10) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申 込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (11) 新規発行社債(短期社債を除く。)

企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(15)に準じて 記載すること。

(12) 新規発行短期社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(17)に準じて 記載すること。

(13) 売出社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(23)に準じて 記載すること。

(14) 売出社債の条件

企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(24)に準じて 記載すること。

(15) 信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該外国信託受益証券(当該外国信託社債券) の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(16) 情報開示の概要

当該外国信託受益証券に係る信託の設立及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(17) 財務書類

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文

を含む。) は該当する財務書類に添付すること。

- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ず る方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、 その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第 5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載する こと。
- (18) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

- (19) 損益計算書
 - a 最近2計算期間について記載すること。
 - b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (20) 証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国信託受益証券(外国信託社債券)が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(21) 課税上の取扱い

利息金、売上代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(22) 為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送付についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(23) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国信託受益証券(当該外国信託社債券)の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(24) 裁判管轄等

当該届出に係る外国信託受益証券(外国信託社債券)に関する訴訟について、 管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(25) 受託者の状況

「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(26) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(27) 委託者の状況

委託者が会社の場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの 事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業 情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載する こと。委託者が発行者(法第2条第5項に規定する発行者をいう。)とならない 場合には記載を要しない。

(28) 外国信託受益証券(外国信託社債券)の様式

当該外国信託受益証券(当該外国信託社債券)の様式及び券面に記載される事

項の内容について記載すること。

(29) 読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(27)については該当はない旨を記載すること。

(30) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

外国信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国信託受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第六号の三様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集(売出)内国	
抵当証券に係る金融商品取引業者の名	
称】	
【届出の対象とした募集(売出)内国	
抵当証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	(所在地)
第一部【証券情報】	
第1【内国抵当証券の基本的仕組み等】(4)
第2【発行(売出)価額の総額】(5)	
第3【発行(売出)価格】(6)	
第4【利率】	
第5【弁済期】	
第6【利払日及び利息支払の方法】	
第7【募集の方法】	
第8【申込期間及び申込取扱場所】	
第9【払込期日及び払込取扱場所】	
第10【手取金の使途】(7)	
第11【内国抵当証券の番号、登記所の表示	及び証券作成の年月日】
第12【金融商品取引業者の概要】	
第13【その他】(8)	
第二部【原資産情報】	
第1【抵当権の状況】	
1 【概况】	
(1)【内国抵当証券に係る法制度の概	[要】(9)
(2)【内国抵当証券の基本的性格】(1	10)
(3)【内国抵当証券の目的財産の沿革	[] (11)
(4) 【内国抵当証券の目的財産に関し	関係を有する者】(12)
2【貸付債権の概要】	
(1)【金融商品取引業者の貸付に係る	事業の概要】(13)
(2)【貸付債権の内容】(14)	
(3)【貸付債権の回収方法】(15)	
(4)【信用補完】(16)	
(5)【その他】(17)	
3 【内国抵当証券保有者の権利】(18)	

4【貸付債権の弁済状況】(19)

- 第2【内国抵当証券の目的財産の概況】
 - 1 【内国抵当証券の目的財産の概要】(20)
 - 2 【内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】(21)
 - 3 【内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】(22)
 - 4 【内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】(23)
 - 5 【抵当権の実行に係る制約】(24)
- 第3【リスク情報】(25)
- 第4【その他】(26)
- 第三部【特別情報】
- 第1【発行者の経理状況】(27)
 - 1【貸借対照表】
 - 2【損益計算書】
 - 3【株主資本等変動計算書】
- 第2【貸付債権に係る債務者の経理の概況】(28)
 - 1【資産及び負債の状況】
 - 2 【損益の状況】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が 容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- (2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)。

- (3) 届出の対象とした募集(売出)内国抵当証券の金額
 - a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を 記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、 その旨注記すること。
- (4) 内国抵当証券の基本的仕組み等
 - a 当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者の主な権利内容(利払日、 弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等)及び信用補完の形態等について、

概略を簡潔に記載すること。

- b 契約等において、当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者保護の ために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効 果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- c 当該届出に係る内国抵当証券について、発行者等が申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その 旨注記すること。

(6) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合 には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 手取金の使涂

金融商品取引業者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容 (例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、金融商品取引業 者が業務を委託する者(以下「業務受託者」という。)に対する出資又は融資 等)を記載すること。

- (8) その他
 - a 申込みの方法、申込証拠金・申込手数料がある場合にはそれに関する事項、 その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - b 当該届出に係る募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国 抵当証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記 載すること。
- (9) 内国抵当証券に係る法制度の概要

内国抵当証券の発行の法的効果、内国抵当証券の目的財産の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(10) 内国抵当証券の基本的性格

内国抵当証券の基本的性格 (譲渡の方法、内国抵当証券上の権利行使の方法) について記載すること。

- (11) 内国抵当証券の目的財産の沿革
 - 内国抵当証券の目的財産に係る抵当権の設定経緯について記載すること。
- (12) 内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者
 - a 貸付債権の債権者、債務者、抵当権者及び抵当権設定者、債務者に信用補完 (内国抵当証券に表示される抵当権を除く。)等を行っている者及び当該貸付 債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記 載すること。
 - b 当該関係業務の業務受託者の不履行があった場合又は業務受託者が倒産した場合等の取扱い等のうち、内国抵当証券の目的財産に関し法令又は当該金銭債権に係る契約若しくは抵当権設定契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。

(13) 金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要

金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・ 経済背景等について記載すること。

(14) 貸付債権の内容

内国抵当証券に表示される貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、 元本返済の方法、固定金利・変動金利の別及び金利等、その基本的性格について 概略的に記載すること。内国抵当証券に表示される貸付債権について、信用補完 がなされているものに限られている場合にはその内容を概略的に記載すること。

(15) 貸付債権の回収方法

貸付債権にかかる債務の回収の方法及び手続きについて記載すること。

(16) 信用補完

当該届出に係る内国抵当証券に係る債権の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

(17) その他

抵当権設定契約のうち重要事項を記載すること。

- (18) 内国抵当証券保有者の権利
 - a 当該届出に係る内国抵当証券保有者に係る内国抵当証券及び償還金額の計算 方法等について記載すること。
 - b 内国抵当証券に表示される元利金受領権その他の権利に関しその内容(権利 の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。

(19) 貸付債権の弁済状況

当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権について、債務者の弁済状況、履行遅滞の有無及び遅滞があった場合にはその状況について、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。

(20) 内国抵当証券の目的財産の概要

内国抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地、建物又は地上権の表示、抵 当権設定者及び第三取得者の氏名及び住所、抵当権の順位及び登記の年月日、当 該抵当権以外の抵当権その他担保権の登記があるときは債権額、債権者の氏名及 び住所並びに登記の年月日その他内国抵当証券の目的財産に係る重要事項の概要 を記載すること。

(21) 内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況

内国抵当証券の目的財産に係る地上権、永小作権、地役権又は賃借権の登記があるときはその権利者の氏名及び住所並びに登記の年月日、登記されていない内国抵当証券の目的財産の利用権に関する契約があるときはその契約の概要(利用権の内容及び期間、利用権を有する者の氏名及び住所、契約の終了事由)、その他内国抵当証券の目的財産を占有している者の有無及び当該占有者による占有の状況並びに内国抵当証券の目的財産の管理を委託された者がある場合にはその管理者の名称又は氏名及び住所及び管理状況を記載すること。

(22) 内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項

抵当証券法(昭和6年法律第15号)第11条の規定により内国抵当証券の交付を受けた時の内国抵当証券の目的財産の鑑定評価額及び届出書提出目前1年以内における鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格、その他これに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等)について記載すること。

(23) 内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容

内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利があるときは、当該権利の内

容及び被担保債権額を記載すること。

(24) 抵当権の実行に係る制約

- a 内国抵当証券の目的財産について、不法占有者の存在、内国抵当証券に表示 される抵当権の実行に係る制約その他の重要事項がある場合には、その内容を 記載すること。
- b 内国抵当証券の目的財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な事実がある場合には、その内容を記載すること。

(25) リスク情報

- a 届出書に記載した事項のうち、債務者に関する事項、抵当権に関する事項等、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分 かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(26) その他

当該届出に係る内国抵当証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(27) 発行者の経理状況

「第1 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。

(28) 貸付債権に係る債務者の経理の概況

貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書で、定時株主総会の承認を受けたもの(会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの)を記載すること。

(29) 組織再編成(公開買付け)に関する情報

内国抵当証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国抵当証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

第七号様式											
【表紙】											
【提出書類】	有值	面記	正差	₽₩	告書	ŧ					
【提出先】				· 局							
【提出日】	平月	戊	年	Ξ.,	月	日					
【計算期間】	第	į	胡	(自	1	龙成	年	月	日	至	4
	成	左	丰	月	E	1)					
【ファンド名】										_	
【発行者名】										_	
【代表者の役職氏名】										_	
【本店の所在の場所】										_	
【事務連絡者氏名】										_	
【連絡場所】										_	
【電話番号】										_	
【縦覧に供する場所】	<u>名</u> 和	外									
	_	(Ē	听在	E地))						
第一部【ファンド情報】											
第1【ファンドの状況】											
1【ファンドの性格】											
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】											
(2)【ファンドの仕組み】(2)											
2【投資方針】											
(1)【投資方針】											
(2)【投資対象】											
(3)【運用体制】											
(4)【分配方針】											
(5)【投資制限】											
3【投資リスク】											
4 【手数料等及び税金】											
(1)【申込手数料】											
(2)【換金(解約)手数料】											
(3)【信託報酬等】											
(4)【その他の手数料等】											
(5)【課税上の取扱い】											
5【運用状況】											
(1)【投資状況】(3)											
(2)【投資資産】											
①【投資有価証券の主要銘柄】											
②【投資不動産物件】											
③【その他投資資産の主要なもの】											
(3)【運用実績】											
①【純資産の推移】(4)											
②【分配の推移】(5)											
③【収益率の推移】(6)											
第二部【ファンドの詳細情報】											

第2【手続等】

第1【ファンドの沿革】

- 1【申込(販売)手続等】
- 2【換金(解約)手続等】
- 第3【管理及び運営】
 - 1【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【信託期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2 【受益者の権利等】
- 第4【ファンドの経理状況】
 - 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2) 【損益及び剩余金計算書】
 - (3)【注記表】
 - (4)【附属明細表】
 - 2【ファンドの現況】(7)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額 (I-II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)
- 第5【設定及び解約の実績】(8)

第三部【特別情報】

- 第1【委託会社等の概況】
 - 1【委託会社等の概況】(9)
 - 2【事業の内容及び営業の概況】
 - 3【委託会社等の経理状況】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益計算書】
 - (3)【株主資本等変動計算書】
 - 4【利害関係人との取引制限】
 - 5【その他】(10)
- 第2【その他の関係法人の概況】
 - 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - 2 【関係業務の概要】
 - 3【資本関係】
- 第3【参考情報】(11)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第二部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の項については、法第4条 第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の 各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及 ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある 場合には、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に 「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関 する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準 じて記載すること。
- g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」(13) c に準じて記載すること。

(3) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注 意」(26)に準じて記載すること。

(4) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。

(5) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。

(6) 収益率の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。

(7) ファンドの現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注 意」(53)に準じて記載すること。

(8) 設定及び解約の実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(54)に準じて記載すること。

(9) 委託会社等の概況

委託会社等の概況における委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況

について記載すること。

(10) その他

- a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b a以外については、第四号様式の「記載上の注意」(62)に準じて記載すること。

(11) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、 その書類名及び提出年月日を記載すること。

第七号の二様式									
【表紙】									
【提出書類】	有個	師証	券報告	告書					
【提出先】	関東	則	務局 」	曼					
【提出日】	平反		年 丿	月日					
【計算期間】	第	期	自	平成	年	月	日	至	平
	成	年	月	日)					
【ファンド名】								_	
【発行者名】								_	
【代表者の役職氏名】								_	
【本店の所在の場所】								_	
【代理人の氏名又は名称】								_	
【代理人の住所又は所在地】								_	
【事務連絡者氏名】								_	
【連絡場所】								_	
【電話番号】								_	
【縦覧に供する場所】	<u>名</u> 移	_							
	_	(所	在地)	_					
第一部【ファンド情報】									
第1【ファンドの状況】									
1【ファンドの性格】									
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】									
(2)【ファンドの仕組み】(2)									
2【投資方針】									
(1)【投資方針】									
(2)【投資対象】									
(3)【運用体制】									
(4)【分配方針】									
(5)【投資制限】									
3【投資リスク】									
4 【手数料等及び税金】									
(1)【申込手数料】									
(2)【買戻し手数料】									
(3)【管理報酬等】									
(4)【その他の手数料等】									
(5)【課税上の取扱い】									
5【運用状況】									
(1)【投資状況】(3)									
(2)【投資資産】									
①【投資有価証券の主要銘柄】									
②【投資不動産物件】									
③【その他投資資産の主要なもの】									
(3)【運用実績】									
①【純資産の推移】(4)									
②【分配の推移】(5)									

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

③【収益率の推移】(6)

第二部【ファンドの詳細情報】

- 第1【ファンドの追加情報】
 - 1【ファンドの沿革】
 - 2【ファンドに係る法制度の概要】
 - 3【監督官庁の概要】
- 第2【手続等】
 - 1【申込(販売)手続等】
 - 2 【買戻し手続等】
- 第3【管理及び運営】
 - 1【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【信託期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2 【開示制度の概要】
 - 3 【受益者の権利等】
 - (1)【受益者の権利等】
 - (2)【為替管理上の取扱い】
 - (3)【本邦における代理人】
 - (4)【裁判管轄等】
- 第4【ファンドの経理状況】
 - 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益計算書】
 - (3)【投資有価証券明細表等】
 - ①【投資株式明細表】
 - ②【株式以外の投資有価証券明細表】
 - ③【投資不動産明細表】
 - ④【その他投資資産明細表】
 - ⑤【借入金明細表】
 - 2【ファンドの現況】(7)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)

第5【販売及び買戻しの実績】(8)

第三部【特別情報】

- 第1【管理会社の概況】
 - 1【管理会社の概況】(9)
 - 2【事業の内容及び営業の概況】
 - 3 【管理会社の経理状況】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益計算書】
 - 4 【利害関係人との取引制限】

- 5【その他】(10)
- 第2【その他の関係法人の概況】
 - 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - 2 【関係業務の概要】
 - 3【資本関係】
- 第3【投資信託制度の概要】
- 第4【参考情報】(11)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 すること
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第二部 ファンドの詳細情報」の「第2 ファンドの経理状況」の項については、法第4条 第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- g 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及 ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある 場合には、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に 「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関 する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準 じて記載すること。
- h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがた いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- i 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の 各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- j 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二 様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて管理会社の概況として記載する資本金の額及び大株 主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号の二様式 「記載上の注意」(15) c に準じて記載すること。

(3) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の二様式「記載上 の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。

(5) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。

(6) 収益率の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

(7) ファンドの現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

(8) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。

(9) 管理会社の概況

管理会社の概況における管理会社の資本金の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

(10) その他

- a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b a以外については、第四号の二様式の「記載上の注意」(66)に準じて記載すること。

(11) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、 その書類名及び提出年月日を記載すること。

第七号の三様式									
【表紙】									
【提出書類】	有佃	証	券報	告書					
【提出先】	関東	財	务局:	長					
【提出日】	平成	È 4	手	月日					
【計算期間】	第	期	(自	平成	年	月	日	至	1
	成	年	月	日)					
【発行者名】								_	
【代表者の役職氏名】								_	
【本店の所在の場所】								_	
【事務連絡者氏名】								_	
【連絡場所】								_	
【電話番号】								_	
【縦覧に供する場所】	名称	<u> </u>							
		(所7	玍地)	<u> </u>					
第一部【ファンド情報】									
第1【ファンドの状況】									
1 【投資法人の概況】									
(1)【主要な経営指標等の推移】									
(2)【投資法人の目的及び基本的性格】	1								
(3) 【投資法人の仕組み】									
(4)【投資法人の機構】									
(5)【投資法人の出資総額】(2)									
(6)【主要な投資主の状況】(3)									
2【投資方針】									
(1)【投資方針】									
(2)【投資対象】									
(3)【分配方針】									
(4)【投資制限】									
3【投資リスク】									
4 【手数料等及び税金】									
(1)【申込手数料】									
(2)【買戻し手数料】									
(3)【管理報酬等】									
(4)【その他の手数料等】									
(5)【課税上の取扱い】									
5【運用状況】									
(1)【投資状況】(4)									
(2)【投資資産】									
①【投資有価証券の主要銘柄】									
②【投資不動産物件】									
③【その他投資資産の主要なもの】									
(3)【運用実績】									
①【純資産等の推移】(5)									
②【分配の推移】(6)									

第二部【投資法人の詳細情報】

③【自己資本利益率(収益率)の推移】(7)

- 第1【投資法人の追加情報】
 - 1 【投資法人の沿革】
 - 2 【役員の状況】(8)
 - 3【その他】(9)
- 第2【手続等】
 - 1【申込(販売)手続等】
 - 2【買戻し手続等】
- 第3【管理及び運営】
 - 1【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【存続期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2【利害関係人との取引制限】
 - 3 【投資主・投資法人債権者の権利】
- 第4【関係法人の状況】
 - 1【資産運用会社の概況】
 - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】(10)
 - (2)【運用体制】
 - (3) 【大株主の状況】(11)
 - (4)【役員の状況】(12)
 - (5) 【事業の内容及び営業の概況】
 - 2【その他の関係法人の概況】
 - (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】(13)
 - (2)【関係業務の概要】
 - (3)【資本関係】
- 第5【投資法人の経理状況】
 - 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益計算書】
 - (3)【投資主資本等変動計算書】
 - (4)【金銭の分配に係る計算書】
 - (5)【キャッシュ・フロー計算書】
 - (6)【注記表】
 - (7)【附属明細表】
 - 2 【投資法人の現況】(14)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ-Ⅱ)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)
- 第6【販売及び買戻しの実績】(15)
- 第7【参考情報】(16)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがた いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の 各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 投資法人の出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上 の注意」(20)に準じて記載すること。

(3) 主要な投資主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上 の注意」(21)に準じて記載すること。

(4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上 の注意」(33)に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率(収益率)の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。

(8) 役員の状況

有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」 (47)に準じて記載すること。

- (9) その他
 - a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事

実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容 を記載すること。

b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。

(10) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(11) 大株主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。

(12) 役員の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上 の注意」(61)に準じて記載すること。

(13) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(14) 投資法人の現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上 の注意」(74)に準じて記載すること。

(15) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(75)に準じて記載すること。

(16) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、 その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号様式									
【表紙】									
【提出書類】	有信	五証	券報告	告書					
【提出先】	関列	東財?	務局县	툿					
【提出日】	平原	戈 4	年月	月日					
【計算期間】	第	期	(自	平成	年	月	日	至	平成
	年	月	日)						
【発行者名】								_	
【代表者の役職氏名】									
【本店の所在の場所】								_	
【代理人の氏名又は名称】								_	
【代理人の住所又は所在地】								_	
【事務連絡者氏名】								_	
【連絡場所】									
【電話番号】									
【縦覧に供する場所】	名和	<u>尔</u>							
	_	(所	在地)						
第一部【ファンド情報】									
第1【ファンドの状況】									
1【外国投資法人の概況】									
(1)【主要な経営指標等の推移】									
(2)【外国投資法人の目的及び基本	卜的	生格)	1						
(3)【外国投資法人の仕組み】									
(4)【外国投資法人の機構】									
(5)【外国投資法人の出資総額】(2)								
(6)【主要な投資主の状況】(3)									
2【投資方針】									
(1)【投資方針】									
(2)【投資対象】									
(3)【分配方針】									
(4)【投資制限】									
3【投資リスク】									
4 【手数料等及び税金】									
(1)【申込手数料】									
(2)【買戻し手数料】									
(3)【管理報酬等】									
(4)【その他の手数料等】									
(5)【課税上の取扱い】									
5【運用状況】									
(1)【投資状況】(4)									
(2)【投資資産】									
①【投資有価証券の主要銘柄】									
②【投資不動産物件】									
③【その他投資資産の主要なもの	0]								
(3)【運用実績】									

①【純資産等の推移】(5)②【分配の推移】(6)

- ③【自己資本利益率(収益率)の推移】(7)
- 第2【外国投資証券事務の概要】
- 第二部【外国投資法人の詳細情報】
- 第1【外国投資法人の追加情報】
 - 1 【外国投資法人の沿革】
 - 2 【役員の状況】(8)
 - 3【外国投資法人に係る法制度の概要】
 - 4 【監督官庁の概要】
 - 5【その他】(9)
- 第2【手続等】
 - 1【申込(販売)手続等】
 - 2【買戻し手続等】
- 第3【管理及び運営】
 - 1【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【存続期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2 【利害関係人との取引制限】
 - 3 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】
 - (1) 【投資主・外国投資法人債権者の権利】
 - (2)【為替管理上の取扱い】
 - (3)【本邦における代理人】
 - (4)【裁判管轄等】
- 第4【関係法人の状況】
 - 1【資産運用会社の概況】
 - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】(10)
 - (2)【運用体制】
 - (3)【大株主の状況】(11)
 - (4) 【役員の状況】(12)
 - (5)【事業の内容及び営業の概況】
 - 2【その他の関係法人の概況】
 - (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】(13)
 - (2)【関係業務の概要】
 - (3)【資本関係】
- 第5【外国投資法人の経理状況】
 - 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益計算書】
 - (3)【金銭の分配に係る計算書】
 - (4)【キャッシュ・フロー計算書】
 - (5)【投資有価証券明細表等】
 - ①【投資株式明細表】
 - ②【株式以外の投資有価証券明細表】
 - ③【投資不動産明細表】
 - ④【その他投資資産明細表】

- ⑤【借入金明細表】
- 2 【外国投資法人の現況】(14)

【純資産額計算書】平成 年 月 日

- I 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額(I-II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)
- 第6【販売及び買戻しの実績】(15)

第三部【特別情報】

- 第1【投資信託制度の概要】
- 第2【参考情報】(16)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- g この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- h 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の 各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- i 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 外国投資法人の出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上 の注意」(23)に準じて記載すること。

(3) 主要な投資主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上 の注意」(24)に準じて記載すること。

(4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率(収益率)の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(43)に準じて記載すること。

(8) 役員の状況

有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」 (50)に準じて記載すること。

(9) その他

- a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b a以外については、第四号の四様式の「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。

(10) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(11) 大株主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上 の注意」(68)に準じて記載すること。

(12) 役員の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(69)に準じて記載すること。

(13) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載 すること。

(14) 外国投資法人の現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上 の注意」(80)に準じて記載すること。

(15) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間)について、第四号の四様式の「記載上の注意」(81)に準じて記載すること。

(16) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、 その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号の二様式					
【表紙】					
【提出書類】	有価証券報告書				
【提出先】	関東財務局長				
【提出日】	平成 年 月 日				
【計算期間】	第 期(自 平成 年 月	日	至	平成	年
	月 日)				
【発行者名】		_			
【代表者の役職氏名】		_			
【本店の所在の場所】		_			
【事務連絡者氏名】		_			
【連絡場所】		_			
【電話番号】		_			
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>				
	(所在地)_				
第1【管理会社の状況】					
1【概況】					
(1)【管理資産の流動化の形態	長及び基本的仕組み等】(2)				
(2)【管理資産に係る法制度の)概要】				
(3)【管理資産の基本的性格】					
(4)【管理資産の沿革】					
(5)【管理資産の管理体制等】					
①【管理資産の関係法人】					
②【管理資産の管理及び処分	分に関する基本的態度】				
③【管理資産の管理体制】					
2 【管理資産を構成する資産の概念	既要】				
(1)【管理資産を構成する資産					
(2)【管理資産を構成する資産	ぎの原保有者の事業の概要				
(3)【管理資産を構成する資産					
(4)【管理資産を構成する資産	ぎの回収方法】				
3【管理及び運営の仕組み】					
(1)【資産管理等の概要】					
①【管理資産の管理】					
②【管理報酬等】					
③【その他】					
(2)【信用補完等】					
(3)【利害関係人との取引制限	₹】				
4 【証券所有者の権利】					
5 【管理資産を構成する資産の制					
(1)【管理資産を構成する資産	毛の管理の概況				
(2)【損失及び延滞の状況】(3)				
(3)【収益状況の推移】(4)					
6【投資リスク】					
第2【管理資産の経理状況】					
1【主な資産の内容】平成 年	月 日				
I 管理資産残高					

元本相当部分

利息相当部分

- Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
- Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2【主な損益の内容】 (第 期) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
 - I 総収入

管理資産の回収額

うち元本返済相当部分

利息相当部分

その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入

その他

Ⅱ 総費用

管理報酬

管理資産の維持管理費

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

- Ⅲ 収入金(又は損失金) (Ⅰ-Ⅱ)
- 3【収入金(又は損失金)の処理】平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資

証券所有者への利息支払 (又は基金への積立)

証券所有者への償還(又は基金への積立)

管理資産の維持管理費 (又は基金への積立)

その他

- 4 【監査等の概要】
- 第3【証券事務の概要】
- 第4【発行者及び関係法人情報】
 - 1 【発行者の状況】
 - (1)【発行者の概況】
 - (2)【事業の概況】
 - (3)【営業の状況】
 - (4)【設備の状況】
 - (5)【経理の状況】
 - (6)【企業集団等の状況】
 - (7)【その他】(5)
 - 2【原保有者その他関係法人の概況】
 - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (2)【関係業務の概要】
 - (3)【資本関係】
 - (4)【経理の概況】
 - (5)【その他】(6)

第5【参考情報】(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及 ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合に は、本様式「第4 発行者及び関係法人情報」の次に「第4の2 その他の重 要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様 式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがた いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等
 - a 管理資産の流動化の仕組みの概要(発行者、原保有者(管理資産を構成する 資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させ ること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。)をい う。以下この様式において同じ。)、管理資産の管理を行う会社、管理資産の 回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の 資金の流れ等)について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
 - b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合に あっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券報告書の 他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

- (5) その他
 - a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
 - b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載 すること。
- (6) その他
 - a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
 - b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載 すること。
- (7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、 その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号の三様式					
【表紙】					
【提出書類】	有価証券報告書				
【提出先】	関東財務局長				
【提出日】	平成 年 月 日				
【計算期間】	第 期(自 平成 年 月	日	至	平成	年
	月 日)				
【発行者名】		_			
【代表者の役職氏名】		_			
【本店の所在の場所】		_			
【代理人の氏名又は名称】		_			
【代理人の住所又は所在地】		_			
【事務連絡者氏名】		_			
【連絡場所】		_			
【電話番号】		_			
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>				
	(所在地)				
第1【管理資産の状況】					
1【概况】					
(1)【管理資産の流動化の形態	態及び基本的仕組み等】				
(2)【管理資産に係る法制度の)概要】				
(3)【管理資産の基本的性格】					
(4)【管理資産の沿革】					
(5)【管理資産の管理体制等】					
①【管理資産の関係法人】					
②【管理資産の管理及び処分	分に関する基本的態度】				
③【管理資産の管理体制】					
2【管理資産を構成する資産の	既要】				
(1)【管理資産を構成する資産	産に係る法制度の概要】				
(2)【管理資産を構成する資産	産の原保有者の事業の概要】				
(3)【管理資産を構成する資産	その内容】 しゅうしゅう				
(4)【管理資産を構成する資産	その回収方法】				
3【管理及び運営の仕組み】					
(1)【資産管理等の概要】					
①【管理資産の管理】					
②【管理報酬等】					
③【その他】					
(2)【信用補完等】					
(3)【情報開示の概要】					
(4)【利害関係人との取引制限	艮】				
4 【証券所有者の権利行使等】					
(1)【証券所有者の権利】					
(2) 【証券の上場等に関する	事項 】				
(3) 【課税上の取扱い】	_				
(4)【為替管理上の取扱い】					

(5)【本邦における代理人】 (6)【裁判管轄権等】

- 5【管理資産を構成する資産の状況】
 - (1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】
 - (2)【損失及び延滞の状況】(2)
 - (3)【収益状況の推移】(3)
- 6【投資リスク】
- 第2【管理資産の経理状況】
 - 1【主な資産の内容】平成 年 月 日
 - I 管理資産残高

元本相当部分

利息相当部分

- Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
- Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2【主な損益の内容】 (第 期) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
 - I 総収入

管理資産の回収額

うち元本返済相当部分

利息相当部分

その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入

その他

Ⅱ 総費用

管理報酬

管理資産の維持管理費

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

- Ⅲ 収入金(又は損失金)(I-Ⅱ)
- 3【収入金(又は損失金)の処理】平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資

証券所有者への利息支払 (又は基金への積立)

証券所有者への償還(又は基金への積立)

管理資産の維持管理費 (又は基金への積立)

その他

- 4 【監査等の概要】
- 第3【証券事務の概要】
- 第4【発行者及び関係法人情報】
 - 1【発行者の状況】
 - (1)【設立準拠法】
 - (2)【監督官庁の概要】
 - (3)【発行者の概況】
 - (4)【事業の概況】
 - (5)【営業の状況】
 - (6)【設備の状況】
 - (7)【経理の状況】

- (8) 【その他】(4)
- 2 【原保有者その他関係法人の概況】
 - (1)【設立準拠法】
 - (2)【監督官庁の概要】
 - (3) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (4) 【関係業務の概要】
 - (5)【資本関係】
 - (6)【経理の概況】
 - (7)【その他】(5)

第5【参考情報】(6)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすること ができる。
 - b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を 併記すること。
 - c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
 - d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1)fに準じて記載すること。
 - f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(4) その他

第八号の二様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(5) その他

第八号の二様式の「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。

(6) 参考情報

第八号の二様式の「記載上の注意」(7)に準じて記載すること。

第八号の四様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【計算期間】	第 期(自 平成 年 月 日 至 平成
	年 月 日)
【発行者(受託者)名称】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	(所在地)
第1【特定信託財産の状況】	
1 【概況】	
(1)【特定信託財産に係る法	制度の概要】
(2)【特定信託財産の基本的	性格】
(3)【特定信託財産の沿革】	120,170
(4) 【特定信託財産の管理体	制等】
 ①【特定信託財産の関係法 	· · · -
0 1111 = 1111 = 12411 = 1	び処分に関する基本的態度】
③【特定信託財産の管理体	
2 【特定信託財産を構成する資	
(1) 【特定信託財産を構成す	· · · · · ·
(2)【特定信託財産を構成す	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(3) 【特定信託財産を構成す	
3 【特定目的信託の仕組み】(2	2)
(1)【特定目的信託の概要】	•
①【特定目的信託の基本的	仕組み】
②【特定信託財産の管理及	· · · · -
③【原委託者の義務に関す	
④【信託権利等】	
⑤【その他】	
(2)【受益権】	
(3)【受益証券の取得者の権	和】
4 【特定信託財産を構成する資	· · -
(1) 【特定信託財産を構成す	· · · · · ·
(2)【損失及び延滞の状況】	37,11 · 11 · 11 · 17 · 17 · 17 · 17 · 17
(3)【収益状況の推移】(4)	(0)
(3)【収益(水の推修】(4) 5【投資リスク】	
5 【投資リスク】 6 【特定信託財産の経理状況】	
(1)【貸借対照表】	
(2)【損益計算書】	

(3)【附属明細表】 第2【証券事務の概要】

- 第3【受託者、原委託者及び関係法人の情報】
 - 1 【受託者の状況】
 - (1)【受託者の概況】
 - (2) 【事業の状況】
 - (3)【設備の状況】
 - (4)【経理の状況】
 - (5)【その他】(5)
 - 2 【原委託者の状況】
 - (1)【会社の場合】
 - ①【会社の概況】
 - ②【事業の状況】
 - ③【設備の状況】
 - ④【経理の状況】
 - ⑤【その他】(6)
 - (2)【会社以外の団体の場合】
 - ①【団体の沿革】
 - ②【団体の目的及び事業の内容】
 - ③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - ④【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】
 - (3)【個人の場合】
 - ①【生年月日】
 - ②【本籍地】
 - ③【職歴】
 - ④【破産手続開始の決定の有無】
 - 3【その他関係法人の概況】
 - (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (2)【関係業務の概要】
 - (3)【資本関係】
 - (4)【役員の兼職関係】
 - (5)【その他】(6)

第4【参考情報】(7)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及 ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある 場合には、本様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「7 その他 の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二 号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 特定目的信託の仕組み
 - a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財

産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。

b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている 事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価 証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載する こと。

(3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(5) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載 すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)及び(35)に準 じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、 その書類名及び提出年月日を記載すること。

第九号様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【計算期間】	第 期(自 平成 年 月 日 至 平成
	年 月 日)
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	(所在地)
第1【信託財産の状況】	
1 【概況】	
(1)【信託財産に係る法制度の概	要】
(2)【信託財産の基本的性格】	
(3)【信託財産の沿革】	
(4)【信託財産の管理体制等】	
①【信託財産の関係法人】	
②【信託財産の運用(管理及び	「処分)に関する基本的態度】
③【信託財産の管理体制】	
2【信託財産を構成する資産の概要	[]
(1)【信託財産を構成する資産に	孫る法制度の概要】
(2)【信託財産を構成する資産の	內内容】
(3)【信託財産を構成する資産の	回収方法】
3【信託の仕組み】	
(1)【信託の概要】	
①【信託の基本的仕組み】	
②【信託財産の運用(管理及び	「処分)に関する事項】
③【委託者の義務に関する事項	i)
④【その他】	
(2)【受益権】	
(3) 【内国信託受益証券の取得者	一の権利】
4【信託財産を構成する資産の状況	
(1)【信託財産を構成する資産の	
(2) 【損失及び延滞の状況】(2)	
(3)【収益状況の推移】(3)	
5 【投資リスク】	
6【信託財産の経理状況】	
(1)【貸借対照表】	
(2)【損益計算書】	
第2【証券事務の概要】	
n 4 【証分尹伤い既安】	

第3【受託者、委託者及び関係法人の情報】

1【受託者の状況】

- (1)【受託者の概況】
- (2)【事業の状況】
- (3)【設備の状況】
- (4)【経理の状況】
- (5)【その他】(4)
- 2 【委託者の状況】
 - (1)【会社の場合】
 - ①【会社の概況】
 - ②【事業の状況】
 - ③【設備の状況】
 - ④【経理の状況】
 - ⑤【その他】(5)
 - (2)【会社以外の団体の場合】
 - ①【団体の沿革】
 - ②【団体の目的及び事業の内容】
 - ③【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - ④【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - (3)【個人の場合】
 - ①【生年月日】
 - ②【本籍地】
 - ③【職歴】
 - ④【破産手続開始の決定の有無】
- 3【その他関係法人の概況】
 - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (2)【関係業務の概要】
 - (3)【資本関係】
 - (4)【役員の兼職関係】
 - (5)【その他】(5)

第4【参考情報】(6)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(5) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に 重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生 じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)及び(42)に準じて記載すること。

(6) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、 その書類名及び提出年月日を記載すること。

(7) 財形信託に関する特例

- a 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条の2第1項に規定する 勤労者財産形成給付金契約又は同法第6条の3第1項に規定する勤労者財産形 成基金契約に基づく信託の受益権(以下「財形信託」という。)の発行者が平 成20年12月31日までに提出する場合には、(1) d 中「第六号様式の「記載上の 注意」に準ずるものとする。」とあるのは、「第六号様式の「記載上の注意」に 準ずるものとする。ただし、同様式記載上の注意(31)及び(32)中「最近2計算 期間について記載すること。」とあるのは「最近計算期間について記載するこ と。」と、同記載上の注意(35)中「「1 受託者の概況」から「4 経理の状 況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式 「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」まで に準じて記載すること。」とあるのは「「1 受託者の概況」から「4 経理の 状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式 「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」まで に準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意中「最近2連結会計年 度」とあるのは「最近連結会計年度」と、「最近2事業年度」とあるのは「最 近事業年度」と読み替えるものとする。」と、同記載上の注意(37)中「委託者 が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事 項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業 情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載す ること。」とあるのは「委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から 「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣 府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経 理の状況」までに準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意中「最近 2事業年度」とあるのは「最近事業年度」と読み替えるものとする。」と読み 替えるものとする。」と読み替えるものとする。
- b 有価証券報告書が複数の者の共同委託による財形信託に係るものである場合 には、(1)dにおいて準じて記載することとされる第六号様式「第三部 受託

- 者、委託者及び関係法人の情報」の「第2 委託者の状況」の記載に当たっては、同様式記載上の注意(37)の規定にかかわらず、帰属する信託財産の残高が最も大きい委託者についてのみ記載することとする。
- c 有価証券報告書が財形信託のうち勤労者財産形成促進法第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づく信託の受益権に係るものである場合には、「第3 受託者、委託者及び関係法人の情報」の「2 委託者の状況」の「(1) 会社の場合」の「④ 経理の状況」の記載に当たっては、(1) dにおいて準じて記載することとされる第六号様式記載上の注意(37)において準じて記載することとされる企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」及び「2 財務諸表等」の「(1) 財務諸表」の「④ キャッシュ・フロー計算書」については、当分の間、記載することを要しない。

第九号の二様式		
【表紙】		
【提出書類】	有価証券報告書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【計算期間】	第 期(自 平成 年 月 日 至	平成
	年 月 日)	
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】		
【本店の所在の場所】		
【代理人の氏名又は名称】		
【代理人の住所又は所在地】		
【事務連絡者氏名】		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>	
	(所在地)	
第1【信託財産の状況】		
1 【概况】		
(1)【信託財産に係る法制度の概	要】	
(2)【信託財産の基本的性格】		
(3)【信託財産の沿革】		
(4)【信託財産の管理体制等】		
①【信託財産の関係法人】		
②【信託財産の運用(管理及び	処分)に関する基本的態度】	
③【信託財産の管理体制】		
2【信託財産を構成する資産の概要	1	
(1)【信託財産を構成する資産に	- 係る法制度の概要】	
(2)【信託財産を構成する資産の	内容】	
(3)【信託財産を構成する資産の		
3【信託の仕組み】		
(1)【信託の概要】		
①【信託の基本的仕組み】		
②【信託財産の運用(管理及び	加分)に関する車項	
③【委託者の義務に関する事項	_	
(4) 【その他】	1	
(2)【受益権】		
(3)【外国信託受益証券の取得者	の接手	
(4)【情報開示の概要】	0.7作画不可』	
	1	
4【信託財産を構成する資産の状況	• •	
(1)【信託財産を構成する資産の		
(2) 【損失及び延滞の状況】(2)		
(3)【収益状況の推移】(3)		
5【投資リスク】		
6 【信託財産の経理状況】		

(1)【貸借対照表】(2)【損益計算書】

- 7【証券所有者に関する事項】
 - (1)【証券の上場等に関する事項】
 - (2)【課税上の取扱い】
 - (3)【為替管理上の取扱い】
 - (4)【本邦における代理人】
 - (5)【裁判管轄権等】
- 第2【証券事務の概要】
- 第3【その他】
- 第4【受託者、委託者及び関係法人の情報】
 - 1 【受託者の状況】
 - (1)【受託者の概況】
 - (2)【事業の状況】
 - (3)【設備の状況】
 - (4)【経理の状況】
 - (5)【その他】(4)
 - 2 【委託者の状況】
 - (1)【会社の場合】
 - ①【会社の概況】
 - ②【事業の状況】
 - ③【設備の状況】
 - ④【経理の状況】
 - ⑤【その他】(5)
 - (2)【会社以外の団体の場合】
 - ①【団体の沿革】
 - ②【団体の目的及び事業の内容】
 - ③ 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - ④【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - (3)【個人の場合】
 - ①【生年月日】
 - ②【本籍地】
 - ③【職歴】
 - ④【破産手続開始の決定の有無】
 - 3【その他関係法人の概況】
 - (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (2)【関係業務の概要】
 - (3)【資本関係】
 - (4)【役員の兼職関係】
 - (5)【その他】(5)

第5【参考情報】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及 ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある 場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他

の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号 様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) その他

第九号様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(5) その他

第九号様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

第十号様式									
【表紙】									
【提出書類】	半期報告書								
【提出先】	関東財務局長								
【提出日】	平成 年 月 日								
【計算期間】	第 期中(自 平成 年 月 日 至 平								
	成 年 月 日)								
【ファンド名】									
【発行者名】									
【代表者の役職氏名】									
【本店の所在の場所】									
【事務連絡者氏名】									
【連絡場所】									
【電話番号】									
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>								
	(所在地)								
1 【ファンドの運田快温】									

- (1)【投資状況】
- (2)【運用実績】
 - ①【純資産の推移】(2)
 - ②【分配の推移】(3)
 - ③【収益率の推移】(4)
- 2 【ファンドの経理状況】(5)
 - (1)【中間貸借対照表】(6)
 - (2)【中間損益及び剰余金計算書】(7)
 - (3)【中間注記表】(8)
- 3 【設定及び解約の実績】(9)
- 4【委託会社等の概況】
 - (1)【資本金の額】(10)
 - (2)【事業の内容及び営業の状況】(11)
 - (3)【その他】(12)
- 5【委託会社等の経理状況】(13)
 - (1)【貸借対照表】(14)
 - (2)【損益計算書】(15)
 - (3)【株主資本等変動計算書】(16)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりや すく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c 「1 ファンドの運用状況」及び「2 ファンドの経理状況」の項について は、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについ

て記載すること。

- d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがた いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記 載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及 ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合に は、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度におけ る貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会 計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法 人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合 には、その旨を記載すること。
- g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の 「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四 号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。

(3) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」 (32)に準じて記載すること。

(4) 収益率の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」 (33)に準じて記載すること。

(5) ファンドの経理状況

中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条 第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、 第四号様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。

(6) 中間貸借対照表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

(7) 中間損益及び剰余金計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。(8)において同じ。)を記載すること。

(8) 中間注記表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。)を記載すること。

なお、中間注記表を作成していない場合は、中間貸借対照表並びに中間損益及 び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

(9) 設定及び解約の実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」 (54)に準じて記載すること。

(10) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等の資本金の額、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(11) 事業の内容及び営業の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注 意」(56)に準じて記載すること。

(12) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(13) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

(14) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表も記載すること。

(15) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

ただし、(14)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書も記載すること。

(16) 株主資本等変動計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

第十号の三様式	
【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【計算期間】	第 期中(自 平成 年 月 日 至 平
	成 年 月 日)
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	<u>(所在地)</u>
1 【投資法人の概況】	
(1)【主要な経営指標等の推移】(2))
(2) 【投資法人の出資総額】(3)	
(3)【主要な投資主の状況】(4)	
(4)【役員の状況】(5)	
(5)【その他】(6)	
2 【投資法人の運用状況】	
(1)【投資状況】	
(2)【運用実績】	
①【純資産等の推移】(7)	
②【分配の推移】(8)	
③【自己資本利益率(収益率)の推	[移] (9)
3【資産運用会社の概況】	
(1)【資本金の額】(10)	
(2)【大株主の状況】(11)	
(3)【役員の状況】(12)	
(4)【事業の内容及び営業の状況】	
4 【投資法人の経理状況】(13)	
(1)【中間貸借対照表】(14)	
(2)【中間損益計算書】(15)	(10)
(3)【中間投資主資本等変動計算書】	
(4)【中間キャッシュ・フロー計算書	†] (17)
(5)【中間注記表】(18)	
5 【販売及び買戻しの実績】(19)	
(記載上の注意)	
(1) 一般的事項	机次 北京京日戸で田舎でもフ しき ・ハ・ いき
	投資者が容易に理解できるよう、分かりや
すく記載すること。 また 制度の特質の一部を整理し	又は運用室績の一部を抽出するなどして

- また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される

よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記 載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社 (例えば、預託を受けている者、受託者) がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- f 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 主要な経営指標等の推移

投資法人の直近3中間計算期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(以下この様式において「中間貸借対照表日」という。)までの期間をいう。 以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る次に掲げる主要な経営 指標等の推移について記載すること。

- (a) 営業収益
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 中間純利益金額又は中間純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 出資総額
- (f) 発行済投資口総数
- (g) 純資産額
- (h) 総資産額
- (i) 1口当たり純資産額
- (i) 1口当たり中間純利益金額又は中間純損失金額
- (k) 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
- (1) 自己資本比率(純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の 金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)
- (m) 自己資本利益率 (当期純利益金額を純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)
- (3) 投資法人の出資総額

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注 意」(20)に準じて記載すること。

(4) 主要な投資主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。

(5) 役員の状況

半期報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(47) に準じて記載すること。

- (6) その他
 - a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響 を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合に

は、その内容を記載すること。

b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。

(7) 純資産等の推移

半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

(8) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(9) 自己資本利益率(収益率)の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。

(10) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の資産運用会社の資本金の額を記載すること。

(11) 大株主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注 意」(60)に準じて記載すること。

(12) 役員の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注 意」(61)に準じて記載すること。

(13) 投資法人の経理状況

中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(66)に準じて記載すること。

(14) 中間貸借対照表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(中間貸借対照表日現在の 貸借対照表をいう。)を記載すること。

(15) 中間損益計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書(中間計算期間に係る損益 計算書をいう。)を記載すること。

(16) 中間投資主資本等変動計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間投資主資本等変動計算書(中間計算期間に係る投資主資本等変動計算書をいう。)を記載すること。

(17) 中間キャッシュ・フロー計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書(中間計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。)について記載すること。

(18) 中間注記表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間注記表(中間計算期間に係る注記表をいう。)を記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。

(19) 販売及び買戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(75)に準じて記載すること。

第十一号様式				
表紙】	Vetta ta et al.			
【提出書類】	半期報告書			
【提出先】	関東財務局長			
【提出日】	平成 年 月 日	_	7.	चर
【計算期間】	第期中(自平成年月	Ħ	主	平
【発行者名】	成 年 月 日)			
【代表者の役職氏名】				
【本店の所在の場所】				
【代理人の氏名又は名称】				
【代理人の住所又は所在地】	-			
【事務連絡者氏名】				
【連絡場所】				
【電話番号】				
【縦覧に供する場所】				
	 (所在地)			
1 【外国投資法人の概況】				
(1)【主要な経営指標等の推移】(2	2)			
(2)【外国投資法人の出資総額】(3	3)			
(3)【主要な投資主の状況】(4)				
(4)【役員の状況】(5)				
(5)【その他】(6)				
2【外国投資法人の運用状況】				
(1)【投資状況】				
(2)【運用実績】				
①【純資産等の推移】(7)				
②【分配の推移】(8)				
③【自己資本利益率(収益率)の	推移】(9)			
3【資産運用会社の概況】				
(1)【名称及び資本金の額】(10)				
(2)【大株主の状況】(11)				
(3)【役員の状況】(12)				
(4)【事業の内容及び営業の概況】				
4【外国投資法人の経理状況】(13)				
(1)【資産及び負債の状況】				
(2)【投資有価証券明細表等】				
①【投資株式明細表】				
② 【株式以外の投資有価証券明細	表】			
③【投資不動産明細表】				
④【その他投資資産明細表】				
⑤【借入金明細表】				
5 【販売及び買戻しの実績】(14)				
(記載上の注意)				

- (1) 一般的事項
 - a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりや すく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。
- g この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがた いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- h 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の四様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 主要な経営指標等の推移

外国投資法人の直近3中間計算期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る主要な経営指標等の推移について、第十号の三様式の「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。

(3) 外国投資法人の出資総額

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注 意」(23)に準じて記載すること。

(4) 主要な投資主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注 意」(24)に準じて記載すること。

(5) 役員の状況

半期報告書提出日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(50) に準じて記載すること。

- (6) その他
 - a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な 影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場 合には、その内容を記載すること。
 - b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。
- (7) 純資産等の推移

半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。

(8) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。

(9) 自己資本利益率(収益率)の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(43)に準じて記載すること。

(10) 名称及び資本金の額

資本金の額については、半期報告書提出日の直近日現在のもののみ記載すること。

(11) 大株主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注 意」(68)に準じて記載すること。

(12) 役員の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注 意」(69)に準じて記載すること。

(13) 外国投資法人の経理状況

半期報告書提出日の直近日現在における当該外国投資法人の経理の概況について、第四号の四様式の「記載上の注意」(74)に準じて記載すること。

(14) 販売及び買戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の四様式の「記載上の注意」(81)に準じて記載すること。

Mr. I. II a - 126-b	
第十一号の二様式	
【表紙】	\\ \tau_+\ta_+\tau_+\tau_+
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【計算期間】	第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成
	年 月 日)
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	<u> </u>
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	(所在地)
1【管理資産を構成する資産	の状況】
(1)【管理資産の流動化の	形態及び基本的仕組み等】(2)
(2)【管理資産を構成する	資産の管理の概況】
(3)【損失及び延滞の状況](3)
(4)【収益状況の推移】(4	4)
2【管理資産の経理状況】(5)
(1)【主な資産の内容】平	成年月日
I 管理資産残高	
元本相当部分	
利息相当部分	
Ⅱ 証券所有者への利息	支払基金の残高
Ⅲ 証券所有者への元本	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
IV 管理資産の維持管理	
3 【発行者及び関係法人情報	
(1) 【発行者の状況】(6)	•
①【発行者の概況】	

- ②【事業及び営業の状況】
- ③【設備の状況】
- ④【経理の状況】
- ⑤【その他】(7)
- (2) 【原保有者その他関係法人の概況】
 - ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - ②【関係業務の概要】
 - ③【資本関係】
 - ④【その他】(8)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすること ができる。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注 意」(1)fに準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがた

いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

- a 管理資産の流動化の仕組みの概要(発行者、原保有者(管理資産を構成する 資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させ ること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。)をい う。)、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補 完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)について、図 表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合に あっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該半期報告書の他の 箇所に記載したものを除く。) についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(5) 管理資産の経理状況

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理状況について第 五号の二様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。

(6) 発行者の状況

「① 発行者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(7) その他

半期報告書提出目前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(8) その他

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該 法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実 が生じた場合には、その内容を記載すること。

第十一号の三様式									
【表紙】									
【提出書類】	半其	朝報告書							
【提出先】	関東財務局長								
【提出日】	平成 年 月 日								
【計算期間】	第	期中	(自	平成	年	月	日	至	平成
	年	月日	1)						
【発行者名】							_		
【代表者の役職氏名】							_		
【本店の所在の場所】							_		
【代理人の氏名又は名称】							_		
【代理人の住所又は所在地】							_		
【事務連絡者氏名】							_		
【連絡場所】							_		
【電話番号】							_		
【縦覧に供する場所】	名和	<u> </u>							
	_	(所在地	月)						
1【管理資産を構成する資産の状況	兄】								
(1)【管理資産の流動化の形態及	をびき	基本的任	上組み	ヶ等】					
(2)【管理資産を構成する資産の	の管理	里の概況	리 】						
(3)【損失及び延滞の状況】(2)								
(4) 【収益状況の推移】(3)									
2【管理資産の経理の概況】(4)									
(1)【主な資産の内容】平成 年	F J	月日							
I 管理資産残高									
元本相当部分									
利息相当部分									
Ⅱ 証券所有者への利息支払基	ま金の	の残高							
Ⅲ 証券所有者への元本償還基	ま金の	の残高							
IV 管理資産の維持管理費支払	仏基公	金の残高	ń						
3【発行者及び関係法人情報】									
(1)【発行者の状況】(5)									
①【発行者の概況】									
②【事業及び営業の状況】									
③【設備の状況】									
④【経理の状況】									
⑤【その他】(6)									
(2)【原保有者その他関係法人の	の概え	兄】							
①【名称、資本金の額及び事業		-							
②【関係業務の概要】	, ,								
③【資本関係】									
④【その他】(7)									
(記載上の注意)									
(1) 一般的事項									
(1) 一般的事項									

b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額

a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすること

ができる。

により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を 併記すること。

- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)fに準じて記載すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(4) 管理資産の経理の概況

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理の概況について 第五号の二様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。

- (5) 発行者の状況
 - 「① 発行者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第十号様式「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (6) その他

第十一号の二様式の「記載上の注意」(7)に準じて記載すること。

(7) その他

第十一号の二様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

第十一号の四様式									
【表紙】									
【提出書類】	坐1	胡報告書							
【提出先】		ッポロョ 東財務局長	<u>.</u>						
【提出目】		龙 年 月		1					
【計算期間】		期中(自			年	月	В	至	平成
<u></u>	年	月 日)		,,,-	·		•		. , , ,
【発行者(受託者)名称】									
【代表者の役職氏名】							_		
【本店の所在の場所】									
【事務連絡者氏名】									
【連絡場所】							_		
【電話番号】									
【縦覧に供する場所】	<u>名</u> 和	<u> </u>							
	_	(所在地)	_						
1 【特定信託財産を構成する資産の	の状況	兄】							
(1)【特定目的信託の仕組み】	(2)								
(2)【特定信託財産を構成する	資産の	の管理の棚	既況】						
(3)【損失及び延滞の状況】(3)								
(4)【収益状況の推移】(4)									
2【特定信託財産の経理状況】(5)								
(1)【中間貸借対照表】(6)									
(2)【中間損益計算書】(7)									
3【受託者、原委託者及び関係法』	人の作	青報】							
(1)【受託者の状況】(8)									
①【受託者の概況】									
②【事業の状況】									
③【設備の状況】									
④【経理の状況】									
⑤【その他】(9)									
(2)【原委託者の状況】(10)									
①【会社の場合】									
イ【会社の概況】									
ロ【事業の状況】									
ハ【設備の状況】									
ニ【経理の状況】									
ホ【その他】(11)									
②【会社以外の団体の場合】									
イ【団体の沿革】									
ロ【団体の目的及び事業の	为容】								
ハ【団体の出資若しくは寄	附又に	はこれらに	こ類す	つるも	500	の額】			
ニ【役員の役名、職名、氏の	名、生	生年月日及	及び崩	战歴】					
③【個人の場合】									
イ【生年月日】									
口【本籍地】									
ハ【職歴】									

ニ【破産手続開始の決定の有無】

- (3)【その他関係法人の概況】
 - ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - ②【関係業務の概要】
 - ③【資本関係】
 - ④【役員の兼職関係】
 - ⑤【その他】(11)

4【参考情報】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすること ができる。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式「記載上の注意」(1)fに準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 特定目的信託の仕組み
 - a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
 - b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている 事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該半期 報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(5) 特定信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第五号の四様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。

(6) 中間貸借対照表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。

(7) 中間損益計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。

- (8) 受託者の状況
 - 「① 受託者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (9) その他
 - a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に

重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載 すること。

(10) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(11) その他

半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

第十一号の五様式										
【表紙】										
【提出書類】	半直	胡報告	圭							
【提出先】		東財務								
【提出目】		龙 年		日						
【計算期間】				平成	任	В	н	至	平成	年
【印 开为11印】		月)	(口	一次	7	Л	Н	土.	十八人	7
【発行者(受託者)名称】	Л	ΗЭ								
【代表者の役職氏名】										
【本店の所在の場所】										
【代理人の氏名又は名称】										
【代理人の住所又は所在地】										
【事務連絡者氏名】										
【連絡場所】										
【電話番号】	h 1									
【縦覧に供する場所】	<u>名</u> 和		DIA.							
. Value to the second to a	_	(所在	地)							
1 【特定信託財産を構成する資	-	-								
(1) 【特定信託財産の流動化	の仕組	且み】								
(2) 【特定信託財産を構成す	る資産	産の管	理の村	既況】						
(3)【損失及び延滞の状況】	(2)									
(4)【収益状況の推移】(3)										
2 【特定信託財産の経理状況】										
(1)【中間貸借対照表】										
(2)【中間損益計算書】										
3 【受託者、原委託者及び関係	去人0	の情報]							
(1)【受託者の状況】										
①【受託者の概況】										
②【事業の状況】										
③【設備の状況】										
④【経理の状況】										
⑤【その他】(4)										
(2)【原委託者の状況】										
①【会社の場合】										
イ【会社の概況】										
ロ【事業の状況】										
ハ【設備の状況】										
ニ【経理の状況】										
ホ【その他】(5)										
②【会社以外の団体の場合】										
イ【団体の沿革】										
ロ【団体の目的及び事業の	の内容	字】								
ハ【団体の出資若しくは		-	れらに	こ類する	るもの	りの客	須】			
ニ【役員の役名、職名、」					_	- 1				
③【個人の場合】	,			- 1.762						
イ【生年月日】										

口【本籍地】

ハ【職歴】

- ニ【破産手続開始の決定の有無】
- (3)【その他関係法人の概況】
 - ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - ②【関係業務の概要】
 - ③【資本関係】
 - ④【経理の状況】
 - ⑤【その他】(5)

4【参考情報】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
 - d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)fに準じて記載すること。
 - f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式 及び第十一号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(4) その他

第十一号の四様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。

(5) その他

第十一号の四様式の「記載上の注意」(11)に準じて記載すること。

第十二号様式		
【表紙】		
【提出書類】	半期報告書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【計算期間】	第 期中(自 平成 年 月 日 至 平	Ž成
	年 月 日)	
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】		
【本店の所在の場所】		
【事務連絡者氏名】		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>	
	(所在地)	
1【信託財産を構成する資産の状況	2)	
(1)【信託の仕組み】		
(2)【信託財産を構成する資産の)運用(管理)の概況】	
(3)【損失及び延滞の状況】(2)	
(4)【収益状況の推移】(3)		
2【投資リスク】		
3【信託財産の経理状況】(4)		
(1)【中間貸借対照表】(5)		
(2)【中間損益計算書】(6)		
4【受託者、委託者及び関係法人の)情報】	
- (1)【受託者の状況】(7)		
①【受託者の概況】		
②【事業の状況】		
③【設備の状況】		
④【経理の状況】		
⑤【その他】(8)		
(2)【委託者の状況】(9)		
①【会社の場合】		
イ【会社の概況】		
ロ【事業の状況】		
ハ【設備の状況】		
ニ【経理の状況】		
ホ【その他】(10)		
②【会社以外の団体の場合】		
イ【団体の沿革】		
ロ【団体の目的及び事業の内	7容】	
	・ ・ 対又はこれらに類するものの額】	
ニ【役員の役名、職名、氏名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
③【個人の場合】	LINE DO PAGE	
イ【生年月日】		
口【本籍地】		
■ 1 : 小日 < □ 4		

ハ【職歴】

- ニ【破産手続開始の決定の有無】
- (3)【その他関係法人の概況】
 - ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - ②【関係業務の概要】
 - ③【資本関係】
 - ④【役員の兼職関係】
 - ⑤【その他】(10)

5【参考情報】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及 ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある 場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重 要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式 第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の 「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) 信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第六号様式の「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。

(5) 中間貸借対照表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。

(6) 中間損益計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。

- (7) 受託者の状況
 - 「① 受託者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (8) その他
 - a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に 重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生 じた場合には、その内容を記載すること。
 - b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)に準じて記載するこ

上。

(9) 委託者の状況

委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者(法第2条第5項に規定する発行者をいう。)とならない場合には記載を要しない。

(10) その他

半期報告書提出日前6月以内において、委託者又は関係法人について訴訟事件 その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想 される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(11) 財形信託に関する特例

- a 財形信託の発行者が平成21年4月30日までに提出する場合には、(5)中「当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表」とあるのは「当該計算期間に係る中間貸借対照表」とあるのは「当該計算期間に係る中間損益計算書」と、(7)及び(9)中「企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部企業情報」の「第1企業の概況」から「第5経理の状況」までに準じて記載すること。」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部企業情報」の「第1企業の概況」から「第5経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、同令第四号の三様式に準じて記載する場合にあっては、前年同四半期連結会計期間、前年同四半期連結累計期間、前年同四半期会計期間及び前年同四半期累計期間に係る記載事項について記載することを要せず、同令第五号様式に準じて記載する場合にあっては、前中間連結会計期間及び前中間会計期間に係る記載事項について記載することを要せず、同令第五号様式に準じて記載する場合にあっては、前中間連結会計期間及び前中間会計期間に係る記載事項について記載することを要しない。」と読み替えるものとする。
- b 半期報告書が複数の者の共同委託による財形信託に係るものである場合には、 第九号様式の「記載上の注意」(7)bに準じて記載すること。
- c 半期報告書が財形信託のうち勤労者財産形成促進法第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づく信託の受益権に係るものである場合には、「4 受託者、委託者及び関係法人の情報」の「(2) 委託者の状況」の「① 会社の場合」の「ニ 経理の状況」の記載に当たっては、(9)において準じて記載することとされる企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の「第一部 企業情報」の「第5 経理の状況」の「1 四半期連結財務諸表」若しくは同様式記載上の注意(27) a により記載することとされる四半期財務諸表のうち四半期キャッシュ・フロー計算書又は同令第五号様式の「第一部企業情報」の「第5 経理の状況」の「1 中間連結財務諸表等」若しくは「2 中間財務諸表等」の「(1) 中間財務諸表」の「④ 中間キャッシュ・フロー計算書」については、当分の間、記載することを要しない。

第十二号の二様式		
【表紙】		
【提出書類】	半期報告書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【計算期間】	第 期中(自 平成 年 月 日	至 平成
	年 月 日)	
【発行者名】		-
【代表者の役職氏名】		-
【本店の所在の場所】		=
【代理人の氏名又は名称】		=
【代理人の住所又は所在地】		=
【事務連絡者氏名】		=
【連絡場所】		-
【電話番号】		-
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>	
I I	<u>(所在地)</u>	
1【信託財産を構成する資産の状況	况】	
(1)【信託財産の仕組み】	a New Year (Addressed) as high his N	
(2)【信託財産を構成する資産(
(3) 【損失及び延滞の状況】(2	2)	
(4) 【収益状況の推移】(3)		
2 【投資リスク】		
3【信託財産の経理状況】		
(1)【中間貸借対照表】		
(2)【中間損益計算書】	の体却】	
4 【受託者、委託者及び関係法人((1) 【受託者の状況】	√√1頁 ¥枚 】	
①【受託者の概況】		
②【事業の状況】		
③【設備の状況】		
④【経理の状況】		
⑤【その他】(4)		
(2)【委託者の状況】		
①【会社の場合】		
イ【会社の概況】		
ロ【事業の状況】		
ハ【設備の状況】		
ニ【経理の状況】		
ホ【その他】(5)		
②【会社以外の団体の場合】		
イ【団体の沿革】		
ロ【団体の目的及び事業の	内容】	
	附又はこれらに類するものの額】	
ニ【役員の役名、職名、氏	····	
③【個人の場合】		
· · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

イ【生年月日】

- 口【本籍地】
- ハ【職歴】
- ニ【破産手続開始の決定の有無】
- (3)【その他関係法人の概況】
 - ①【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - ②【関係業務の概要】
 - ③【資本関係】
 - ④【役員の兼職関係】
- ⑤【その他】(5)

5【参考情報】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 すること。
 - c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
 - d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及 ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある 場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重 要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式 第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式 及び第十二号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(4) その他

第十二号様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(5) その他

第十二号様式の「記載上の注意」(10)に準じて記載すること。

 第十二号の五様式

 【表紙】

 【提出書類】
 半期報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成年月日

 【事業年度】
 第期中(自平成年月日至平成年月日)

 【発行者名】
 (代表者の役職氏名】

 【主たる事務所の所在の場所】
 (事務連絡者氏名】

(所在地)

- 1【組合等の概況】
 - (1)【主要な経営指標等の推移】(2)
 - (2)【組合等の出資総額】(3)
 - (3)【その他】(4)
- 2 【組合等の運用状況】
 - (1)【投資状況】
 - (2)【運用実績】
 - ①【純資産等の推移】(5)
 - ②【分配の推移】(6)
 - ③【自己資本利益率(収益率)の推移】(7)
 - (3)【販売及び払戻しの実績】(8)
- 3【資産運用会社の概況】
 - (1)【資本金の額】(9)
 - (2)【運用体制】
 - (3) 【大株主の状況】(10)
 - (4) 【役員の状況】(11)
 - (5)【事業の内容及び営業の概況】
- 4 【組合等の経理状況】(12)
 - (1)【中間貸借対照表】(13)
 - (2)【中間損益計算書】(14)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりや すく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがた いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記

載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

e 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の五様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 主要な経営指標等の推移

組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営 指標等の推移について記載すること。

- (a) 営業収益
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 中間純利益金額又は中間純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 出資持分総額
- (f) 発行済出資持分の総数
- (g) 純資産額
- (h) 総資産額
- (i) 1単位当たり純資産額
- (j) 1単位当たり中間純利益金額又は中間純損失金額
- (k) 1単位当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
- (1) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。)第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この様式において「財務諸表等規則」という。)第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)
- (m) 自己資本利益率(中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(3) 組合等の出資総額

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注 意」(19)に準じて記載すること。

(4) その他

- a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を 及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、 その内容を記載すること。
- b a以外については、第六号の五様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移

半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の五様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注 意」(36)に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率(収益率)の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注 意」(37)に準じて記載すること。

(8) 販売及び払戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

(9) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の資本金の額を記載すること。

(10) 大株主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。

(11) 役員の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注 意」(50)に準じて記載すること。

(12) 組合等の経理状況

中間財務諸表(中間財務諸表等規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。) について、第六号の五様式「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。

(13) 中間貸借対照表

当該会計期間及び前会計期間に係る中間貸借対照表 (中間貸借対照表日現在の 貸借対照表をいう。) を記載すること。

資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(14) 中間損益計算書

当該会計期間及び前会計期間に係る中間損益計算書 (中間会計期間に係る損益 計算書をいう。) を記載すること。

第十二号の六様式									
【表紙】									
【提出書類】	平曲	報告書	:						
【提出先】		₩ロョ 財務局							
【提出日】		年		日					
【事業年度】				平成	仁	н	П	云	πż
【事未十尺】	成				4	Л	Н	土	7
【発行者名】		'	,	F- /					
【代表者の役職氏名】									
【主たる事務所の所在の場所】									
【代理人の氏名又は名称】								_	
【代理人の住所又は所在地】								_	
【事務連絡者氏名】									
【連絡場所】									
【電話番号】									
【縦覧に供する場所】	名称								
		所在地	()						
1 【外国組合等の概況】									
(1)【主要な経営指標等の推移】(2)								
(2)【外国組合等の出資総額】(3)									
(3)【その他】(4)									
2 【外国組合等の運用状況】									
(1)【投資状況】									
(2)【運用実績】									
①【純資産等の推移】(5)									
②【分配の推移】(6)									
③【自己資本利益率(収益率)の推	隹移】	(7)							
(3)【販売及び買戻しの実績】(8)									
3【資産運用会社の概況】									
(1)【名称及び資本金の額】(9)									
(2)【大株主の状況】(10)									
(3)【役員の状況】(11)									
(4)【事業の内容及び営業の概況】									
4 【外国組合等の経理状況】(12)									
(1)【資産及び負債の状況】									
(2)【投資有価証券明細表等】									
①【投資株式明細表】									
② 【株式以外の投資有価証券明細表	長】								
③【投資不動産明細表】									
④【その他投資資産明細表】									
⑤【借入金明細表】									
(記載上の注意)									
(1) — 奶的事項									

- - a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりや すく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして 投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示を することができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示される よう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせるこ ととならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記 載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- h 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の六様式 の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 主要な経営指標等の推移

組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営 指標等の推移について、第十二号の五様式「記載上の注意」(2)に準じて記載す ること。

(3) 外国組合等の出資総額

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の六様式「記載上の注 意」(21)に準じて記載すること。

- (4) その他
 - a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
 - b a以外については、第六号の六様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。
- (5) 純資産等の推移

半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の六様式「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注 意」(40)に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率(収益率)の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。

(8) 販売及び買戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注 意」(42)に準じて記載すること。

(9) 名称及び資本金の額

資本金の額については、半期報告書提出日の直近日現在のもののみ記載すること。

(10) 大株主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の六様式「記載上の注 意」(56)に準じて記載すること。

(11) 役員の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の六様式「記載上の注 意」(57)に準じて記載すること。

(12) 外国組合等の経理状況

半期報告書提出日現在の直近日現在における当該外国組合等の経理の概況について、第六号の六様式「記載上の注意」(62)に準じて記載すること。

第十三号の二様式

【外国投資信託証券のファンドの損益計算書】

/「四次貝にに配分ックノン」ッパ皿の弁目』								
			前計算期間			当計算期間		
				文 年 月	日)	(自 平成 年 月 日)		
				2 年 月	日)		2 年 月	百)
			- 177			_ '^		
		注記			百分			百分
	区分	番号	金額	(円)	比	金額	(円)	比
		ш.7			(%)			(%)
ī	投資損益			$\times \times \times$			×××	
1	配当等収益			~~~			~~~	
	配当金		×××			×××		
	利息		×××			×××		
	100		×××	$\times \times \times$		×××	×××	
	投資有価証券売買損益		^ ^ ^ ^	^^^		^^^	^^^	
	売買益		×××			×××		
	売買捐		×××	$\times \times \times$		×××	×××	
	投資有価証券売買損益			^ ^ ^			^ ^ ^	
	増減							
	前期末評価損益		×××			×××		
	当期末評価損益		×××	×××		×××	×××	
	その他		_ ^ ^ ^	× × ×		^ ^ ^	× × ×	
	-C 071E							
П	投資外損益			××× ×××			××× ×××	
"	経費			^ ^ ^			^ ^ ^	
	管理報酬		×××			×××		
	保管報酬		×××			×××		
	投資顧問報酬		×××			×××		
	投資顧问報酬 手数料		×××			× × ×		
	人件費		× × ×			× × ×		
	八件資 役員報酬		× × ×			× × ×		
	1又貝 報酬			×××			×××	
			×××			×××		
	配当金 (又は分配金)			×××			×××	
	配当金(又は分配金) 配当等収益							
			×××			×××		
	投資有価証券売買益		×××	.,,,,,		×××	.,,,,	
			×××	$\times \times \times$		×××	$\times \times \times$	
	その他		.,,,,,	.,.,.		.,,,,,	.,.,.	
			×××	×××		×××	×××	
Ш	当期純利益(又は当期純			$\times \times \times$			×××	
	損失)(I+Ⅱ)			~~~			^^^	

(記載上の注意)

- (1) この様式は一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- (2) 様式に掲げる科目以外の損益でその金額が投資損益又は投資外損益の総額の 100分の10を超えるものについては、当該損益を示す名称を付した科目により記載することとし、当該科目が特殊な目的である場合又はその名称が難解である場合には、その内容を下部余白に注記すること。
- (3) 「管理報酬」、「保管報酬」、「投資顧問報酬」及び「手数料」については、直近事業年度における、支払先ごとの支払額を下部余白に注記すること。ただし、これらについて第四号の二様式の記載上の注意(25)の規定により同様式「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」の「(3) 管理報酬等」において記載した場合には、その旨を記載することにより注記に代えることができる。

第十五号様式	
【表紙】	
【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(1)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集(売出)	
内国投資証券に係る投資法人の名称】	
【発行登録の対象とした募集(売出)	
内国投資証券の形態】(2)	
【発行予定期間】(3)	この発行登録書による発行登録の効力発生予
	定日(平成 年 月 日)から 年を経過す
	る日(平成 年 月 日)まで
【発行予定額】(4)	
【安定操作に関する事項】(5)	
【縦覧に供する場所】(6)	<u>名称</u>
	(所在地)_
第一部【証券情報】(7)	
第1【内国投資証券(投資法人債券を	除く。)】
(1)【投資法人の名称】	
(2)【内国投資証券の形態等】	
(3)【手取金の使途】	
(4)【その他】	
第2【投資法人債券(短期投資法人債	を除く。)】
(1)【銘柄】	
(2)【投資法人債券の形態等】	
(3)【投資法人債管理者又は投資	法人債の管理会社】
(4)【振替機関に関する事項】	
(5)【投資法人の登録年月日及び	登録番号】
(6)【手取金の使途】	
(7)【その他】	
第二部【参照情報】(8)	
第1【参照書類】	
法第27条において準用する法第5	条第1項第2号に掲げる事項については、以下
に掲げる書類を参照すること。	
	der V

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、 臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に 提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、 併せて代表者印を押印すること。

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態(投資証券、 投資法人債券(短期投資法人債を除く。)の別等)を記載すること。

(3) 発行予定期間

- a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。
- b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第23条の5第 1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第 5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されてい るものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(4) 発行予定額

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売 出価額の総額を記載すること。

(5) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条 各号に掲げる事項を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載 すること。

(7) 証券情報

第二十一号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(8) 参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 29条第 2 項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれ の書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

第十五号の二様式							
【表紙】							
【発行登録番号】							
【提出書類】	発行:	登録書					
【提出先】	関東	財務局長	툿				
【提出日】	平成	年月	1	3			
【発行者名】							
【代表者の役職氏名】							
【本店の所在の場所】							
【事務連絡者氏名】							
【電話番号】							
【発行登録の対象とした募集(売出)短							
期投資法人債に係る投資法人の名称】							
【発行予定期間】	この	発行登録	录書に	こよる	5発行	予登録 の	の効力発生予
	定日	(平成	年	月	日)	から	年を経過す
	る日	(平成	年	月	日)	まで	
【発行限度額】(1)							
【縦覧に供する場所】	名称						
		所在地)	_				

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【短期投資法人債】

バックアップラインの設定金融機関		
バックアップラインの設定内容		
取得格付		

第2【その他の記載事項】(2)

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下 に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出目(平成 年 月 日)まで に、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務

局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

(所在地)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。

(1) 発行限度額

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の上限額を記載すること。

(2) その他の記載事項

提出者が法第27条において準用する法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。

₩: I □ □ ₩ \	
第十六号様式	
【表紙】	
【発行登録番号】	マッケー・マットラーキャ
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集 (売出)	
外国投資証券に係る投資法人の名称】	
【発行登録の対象とした募集(売出)	
外国投資証券の形態】(3)	
【発行予定期間】(4)	この発行登録書による発行登録の効力発生予
	定日(平成 年 月 日)から 年を経過す
	る日(平成 年 月 日)まで
【発行予定額】(5)	
【安定操作に関する事項】(6)	
【縦覧に供する場所】(7)	名称
	(所在地)
第一部【証券情報】(8)	
第1【外国投資証券(外国投資法人債	券を除く。)】
(1)【外国投資法人の名称】	
(2)【外国投資証券の形態等】	
(3)【手取金の使途】	
(4)【その他】	
第2【外国投資法人債券(短期外債を	余く。)】
(1)【銘柄】	
(2)【外国投資法人債券の形態等】	
(3)【外国投資法人債管理者又は	
(4) 【振替機関に関する事項】	
(5)【外国投資法人の登録年月日	めび登録番号
(6)【手取金の使涂】	文 () 亞斯田 ()]
(7)【その他】	
第二部【参照情報】(9)	
第1【参照書類】	タ盤・頂盤の日に相ばて東頂については、NT
	条第1項第2号に掲げる事項については、以下
に掲げる書類を参照すること。	
1 【有価証券報告書及びその添付書料	· · ·
計算期間 第 期(目 半成 4	手 月 日 至 平成 年 月 日) 平成

-188-

年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、 臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に 提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額 により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を 併記すること。
- b 本邦通貨以外の通貨建てを本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採 用した換算の基準を注記すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

(3) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)の別等)を記載すること。

- (4) 発行予定期間
 - a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。
 - b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第23条の5第 1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第 5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されてい るものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。
- (5) 発行予定額

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。

(6) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条 各号に掲げる事項を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 証券情報

第二十二号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(9) 参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれ の書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

第十六号の二様式	
【表紙】	
【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集(売出)	
短期外債に係る投資法人の名称】	
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予
	定日(平成 年 月 日)から 年を経過す
	る日(平成 年 月 日)まで
【発行限度額】(1)	
【縦覧に供する場所】	名称
	(所在地)
第一部【証券情報】	
第1【募集要項】	
1【短期外債】	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
第2【その他の記載事項】(2)	<u>. </u>
第二部【参照情報】	
第1【参照書類】	
法第27条において準用する法第5名	条第1項第2号に掲げる事項については、以下
に掲げる書類を参照すること。	

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成 年 月 日)までに、 臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記

の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務

局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。

(1) 発行限度額

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の上限額を記載すること。

(2) その他の記載事項

提出者が法第27条において準用する法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。

第十八号様式	
【表紙】	
【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(1)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集(売出)	
外国投資証券に係る外国投資法人の名	
称】	
【発行登録の対象とした募集(売出)	
外国投資証券の形態】(2)	
【発行登録書の提出日】	平成 年 月 日
【発行登録書の効力発生日】	平成 年 月 日
【発行登録書の有効期限】	平成 年 月 日
【発行登録番号】	
【発行予定額】	円
【発行残額】	円
【効力停止期間】(3)	この訂正発行登録書の提出による発行登録
	の効力停止期間は、平成 年 月 日(提
	出日)から平成 年 月 日までである。

(記載上の注意)

【提出理由】(4)

(1) 代理人の氏名又は名称

【縦覧に供する場所】(5)

本邦内に住所を有する者であって、訂正発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

<u>名称</u>

(所在地)

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)、短期外債の別等)を記載すること。

(3) 効力停止期間

法第23条の5第2項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。

(4) 提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。

(a) 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が

新たに提出されたこと。

- (b) 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。
- (c) 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。
- (d) その他記載事項の変更があったこと。
- (5) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載 すること。

(6) 発行登録が効力を生じる日前に訂正発行登録書が提出された場合には、この様式の記載に準じて記載すること。

第二十二号様式【表紙】					
【発行登録追補書	: 新釆早】				
【提出書類】	秋田 グ 】				
【提出先】			務局長		
【提出日】			年 月 日		
【発行者名】		1 /-/	1 /3		
【代表者の役職氏	-名】				
【本店の所在の場	· · -				
【代理人の氏名又	···-				
【代理人の住所又					
【事務連絡者氏名					
【連絡場所】	1				
【電話番号】					
【电品留号】 【発行登録の対象	1. こた曹佳(吉				
外国投資証券に係	: る外国投資法人	.の名			
称】	11.5 == 6.				
【発行登録の対象		出)			
外国投資証券の形					
【今回の募集(売	,				
【発行登録書の内					
(1)【提出日	-				
(2)【効力発	<u>-</u>				
(3)【有効期]限】				
(4)【発行登	- · · · ·				
(5)【発行予	·定額】				
【これまでの募集	(売出)実績】	(5)	T.		
番号	提出年月日	募集(売出) 金額(円)	減額による訂 正年月日	減額金額(円)	
		並領(口)	正平万 口		
実績合計	額 (円)		減額総額(円)		
【残額】(6)(発	行予定額-実績	合計額-減額総	※額)	円	
【安定操作に関す	る事項】				
【縦覧に供する場	断】(7)	名称			
		 ()所	行在地)		
第一部【証券情報	:]				
第1【外国投資証	-	人債券を除く。	1		
	資法人の名称】	, 10()	•		
(2) 【外国投資証券の形態等】					
(3) 【発行(売出)数】					
(4) 【発行(売出)価額の総額】					
(5)【発行(売出)価格】 (6)【申込手数料】					
· · · - ·					
(7)【申込単	-11/.				

(8)【申込期間】

- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11) 【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【手取金の使途】
- (14) 【その他】
- 第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】
 - (1)【銘柄】
 - (2) 【外国投資法人債券の形態等】
 - (3)【券面総額】
 - (4)【各外国投資法人債の金額】
 - (5)【発行(売出)価額の総額】
 - (6)【発行(売出)価格】
 - (7)【利率】
 - (8)【利払日及び利息支払の方法】
 - (9)【償還期限及び償還の方法】
 - (10)【募集の方法】
 - (11)【申込証拠金】
 - (12)【申込期間】
 - (13)【申込取扱場所】
 - (14) 【払込期日】
 - (15)【払込取扱場所】
 - (16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
 - (17)【振替機関に関する事項】
 - (18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
 - (19)【手取金の使途】
 - (20) 【その他】

第二部【参照情報】(8)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下 に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を平成 年 月 日に関東財務局長に 提出

- 第2【参照書類の補完情報】
- 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部【特別情報】

第1【その他】

第2【外国投資証券事務の概要】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の 募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)に おいて記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略す ることができる。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態(外国投資証券、 外国投資法人債券(短期外債を除く。)の別等)を記載すること。

(3) 今回の募集(売出)金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

- a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際 し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
- b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予 定期間を経過する日を記載すること。
- c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(5) これまでの募集(売出)実績

- a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出 された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。 なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記する こと。
- b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発 行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書 の提出日及び減額した金額を記載すること。

(6) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの 実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載 すること。

(8) 参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 29条第 2 項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれ の書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

第二十四号様式							
【表紙】							
【発行登録通知書番	等号 】						
【提出書類】		発行登	经最通知書				
【提出先】		関東則	 捨務局長				
【提出日】		平成	年 月 日				
【発行者名】							
【代表者の役職氏名	4]						
【本店の所在の場所	f]						
【代理人の氏名又は	は名称】(1)						
【代理人の住所又は	は所在地】						
【事務連絡者氏名】							
【連絡場所】							
【電話番号】							
【発行登録の対象と	: した募集(売	出)外					
国投資証券に係る外	ト国投資法人の	名称】					
【発行登録の対象と	: した募集(売	出)外					
国投資証券の形態】	(2)						
【今回の募集(売出	d) 金額 】 (3)						
【発行登録書の内容	F] (4)						
(1)【提出日】							
(2)【効力発生	三日】						
(3)【有効期限	艮】						
(4)【発行登鐲	禄番号】						
(5)【発行予定	三額】						
【これまでの募集	(売出)実績】	(5)					
番号	提出年月日	募集(売出) 金額(円)	減額による訂 正年月日	減額金額(円)			
		亚帆 (11)	正 中 万 日				
中华人婿	/m)		%出物型(√/mg / FT)				
実績金額		A SLAST NAMES	減額総額(円)				
【残額】(6)(発行		[合計額一減額網	· ろう	<u>円</u>			
【安定操作に関する		h th					
【縦覧に供する場所	T.	<u>名称</u>	~- 				
然 · 【古朱 / 去川)	क्स र के 1	<u>_(P</u>	<u>r在地)</u>				
第1【募集(売出)	_		. 1				
1【外国投資証券		:人慎券を除く。)]				
(1)【外国投資		.,					
	(2)【外国投資証券の形態等】						
(3)【発行(売出)数】							
(4)【発行(売出)価額の総額】							
(5)【発行(売出)価格】							
(6)【申込手数料】							
(7)【申込単位							
(8)【申込期間	∄ 】						

(9)【申込証拠金】

- (10)【申込取扱場所】
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【その他】
- 2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】
 - (1)【銘柄】
 - (2) 【外国投資法人債券の形態等】
 - (3)【券面総額】
 - (4) 【各外国投資法人債の金額】
 - (5)【発行(売出)価額の総額】
 - (6)【発行(売出)価格】
 - (7)【利率】
 - (8)【利払日及び利息支払の方法】
 - (9)【償還期限及び償還の方法】
 - (10)【募集の方法】
 - (11)【申込証拠金】
 - (12)【申込期間】
 - (13)【申込取扱場所】
 - (14)【払込期日】
 - (15)【払込取扱場所】
 - (16) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
 - (17)【振替機関に関する事項】
 - (18) 【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
 - (19)【その他】
- 第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】
 - 1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)】
 - (1)【外国投資法人の名称】
 - (2)【外国投資証券の形態等】
 - (3)【発行(売出)数】
 - (4)【発行(売出)価額の総額】
 - (5)【発行(売出)価格】
 - (6)【申込期間】
 - (7)【申込単位】
 - (8)【申込証拠金】
 - (9)【払込期日】
 - 2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】
 - (1)【銘柄】
 - (2) 【外国投資法人債券の形態等】
 - (3)【券面総額】
 - (4)【各外国投資法人債の金額】
 - (5)【発行(売出)価額の総額】
 - (6)【発行(売出)価格】
 - (7)【利率】
 - (8)【利払日及び利息支払の方法】
 - (9)【償還期限及び償還の方法】
 - (10)【申込証拠金】
 - (11)【申込期間】

(12) 【払込期日】

(13) 【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態(外国投資証券、 外国投資法人債券(短期外債を除く。)の別等)を記載すること。

(3) 今回の募集(売出)金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

- (4) 発行登録書の内容
 - a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際 し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
 - b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予 定期間を経過する日を記載すること。
 - c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。
- (5) これまでの募集(売出)実績
 - a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。 なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発 行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書 の提出日及び減額した金額を記載すること。

(6) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの 実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。